

第2章 社会保障・労働施策に関する若者の意識と知ることの意義

第2章

社会保障・労働施策に関する若者の意識と知ることの意義

前章では、社会保障や労働施策によって私たちの生活はどのように変化してきたのか、そして、社会が近年どのように変化しており、それに合わせて社会保障や労働施策はどのように変化していくべきなのかについて、概観した。

本章では、まず、高校生に対して行ったアンケート調査の結果などを通じ、若者の社会保障や労働施策に対する考え方や、社会保障教育や労働法教育の経験などについて見たあと、前章の内容も踏まえ、若者が社会保障や労働施策を知ることの意義について考えていきたい。

第1節 若者の社会保障・労働施策に関する意識

若者は、社会保障や労働施策に対して、どの程度関心を抱いているのか。また、社会保障教育・労働法教育を受けた若者はどの程度いるのか。2024（令和6）年度に厚生労働省が行った高校生に対するアンケート調査^{*1}（以下「令和6年度少子高齢社会等調査検討事業」という。）や大学生へのヒアリングなどから、実態を把握していきたい。

まず、1～4において、令和6年度少子高齢社会等調査検討事業の調査結果を通じ、高校生の社会保障・労働施策に関する意識を見ていくこととする。

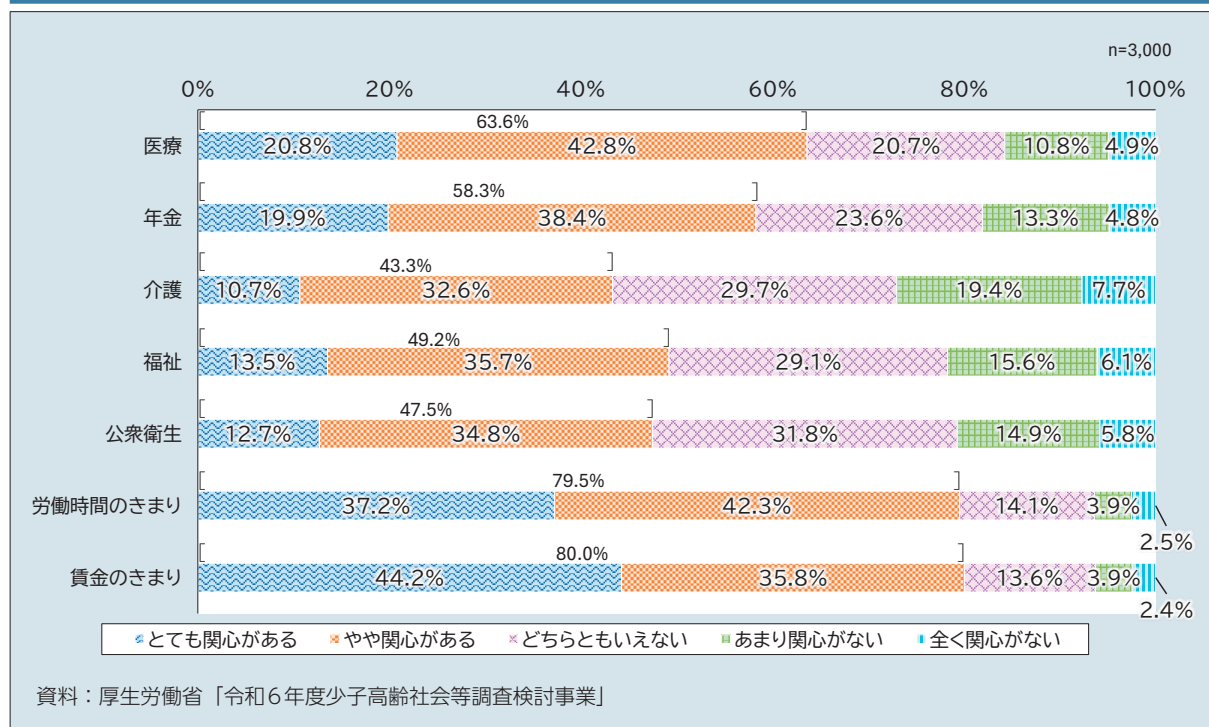
1 社会保障・労働施策への関心・理解について

（関心がある割合は、介護は4割強、福祉・公衆衛生は5割弱、医療・年金は6割前後、労働分野は8割前後であった）

社会保障制度や労働施策について関心があるかを聞いたところ、「とても関心がある」「やや関心がある」を合わせた割合は、医療が63.6%、年金が58.3%、介護が43.3%、福祉が49.2%、公衆衛生が47.5%、労働時間のきまりが79.5%、賃金のきまりが80.0%であった（図2-1-1）。

^{*1} 若者の社会保障・労働施策に関する意識を調査するため、調査協力高校を通じて、高校生（1～3年生）を対象に、Web入力フォームによるアンケート調査（匿名）を実施した。調査協力高校は、株式会社ナビットが保有する「全国学校データベース」により、「令和5年度学校基本調査」の全国の進学率・就職率を元に区分設定して抽出した。回答を受け付けたのち、同調査の学年別生徒数により補正した後集計した。調査期間は2025年1月14日～1月31日。有効回答数3,000件。

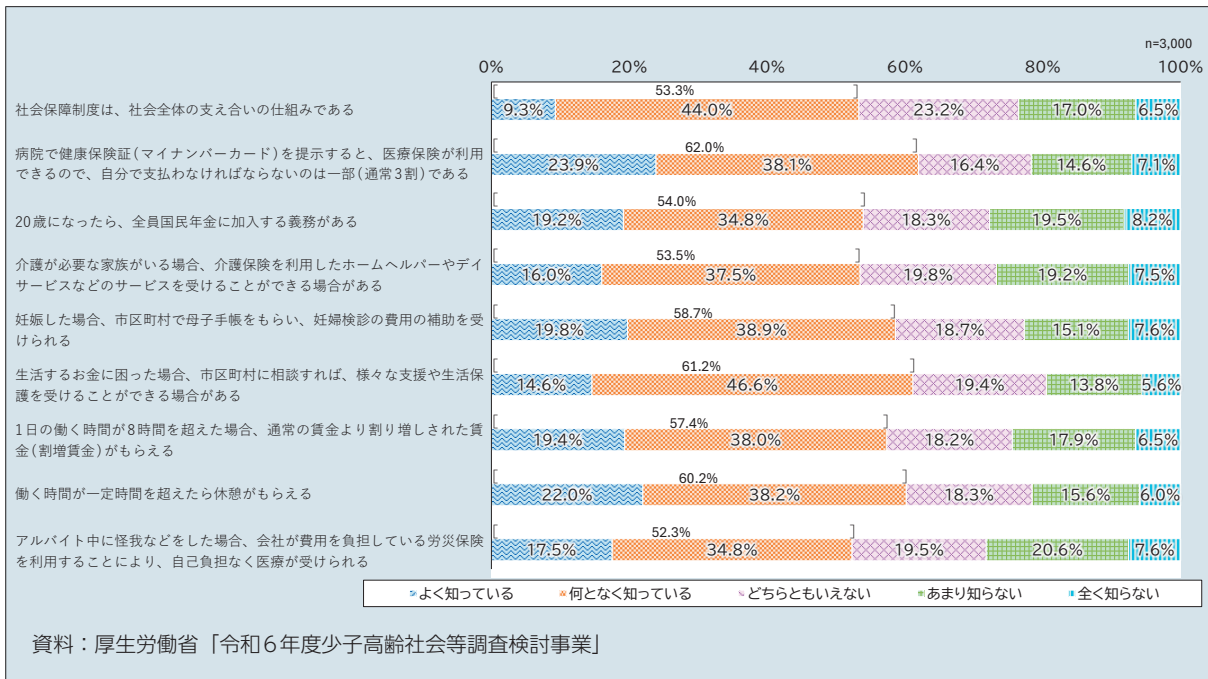
図 2-1-1 社会保障や労働施策への関心



(理解している割合は、いずれも5～6割であった)

社会保障制度や労働施策について、具体的な制度などを示して理解しているかを聞いたところ、「よく知っている」「何となく知っている」を合わせた割合については、いずれも半数を超えており、このうち、「病院で健康保険証（マイナンバーカード）を提示すると、医療保険が利用できるの、自分で支払わなければならないのは一部（通常3割）である」「生活するお金に困った場合、市区町村に相談すれば、様々な支援や生活保護を受けることができる場合がある」「働く時間が一定時間を超えたら休憩がもらえる」については、6割を超えていた（図2-1-2）。

図 2-1-2 社会保障制度や労働施策の理解



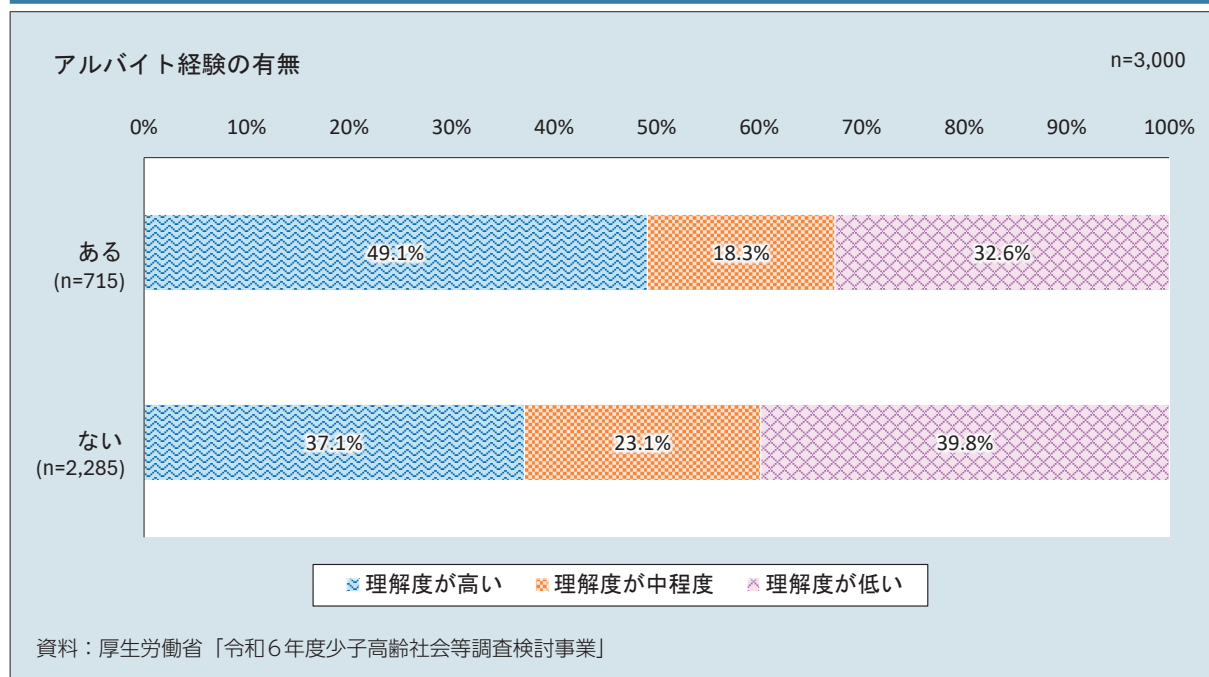
(アルバイト経験があると労働施策の理解度が高い傾向がうかがえた)

アルバイトの経験の有無と、社会保障制度や労働施策への関心度^{*2}、理解度^{*3}との関係を見てみると、アルバイト経験がある人は労働施策の理解度が高く、アルバイト経験のない人は労働施策の理解度が低い傾向がうかがえた(図 2-1-3)。

^{*2} 調査をした各項目(社会保障は医療、年金、介護、福祉、公衆衛生、その他の6項目、労働施策は労働時間、賃金、その他の3項目)について、「とても関心がある」を4点、「やや関心がある」を3点、「どちらともいえない」を2点、「あまり関心がない」を1点、「全く関心がない」を0点と点数化したものを足し合わせた。また、それらの点数を四分位を用いて、第3四分位以上を「関心が高い」、第1四分位以下を「関心が低い」、それ以外を「関心が中程度」に分けた。以下同じ。

^{*3} 調査をした各項目(社会保障は医療保険、年金、介護保険、生活保護などの6項目、労働施策は割増賃金、休憩、労災保険の3項目)について、「よく知っている」を4点、「何となく知っている」を3点、「どちらともいえない」を2点、「あまり知らない」を1点、「全く知らない」を0点と点数化したものを足し合わせた。また、それらの点数を四分位を用いて、第3四分位以上を「理解度が高い」、第1四分位以下を「理解度が低い」、それ以外を「理解度が中程度」に分けた。以下同じ。

図 2-1-3 アルバイト経験の有無別の労働施策の理解度



2 社会保障教育・労働法教育を受けた経験について

(社会保障教育や労働法教育の経験があるのは、ともに6割を超えていた)

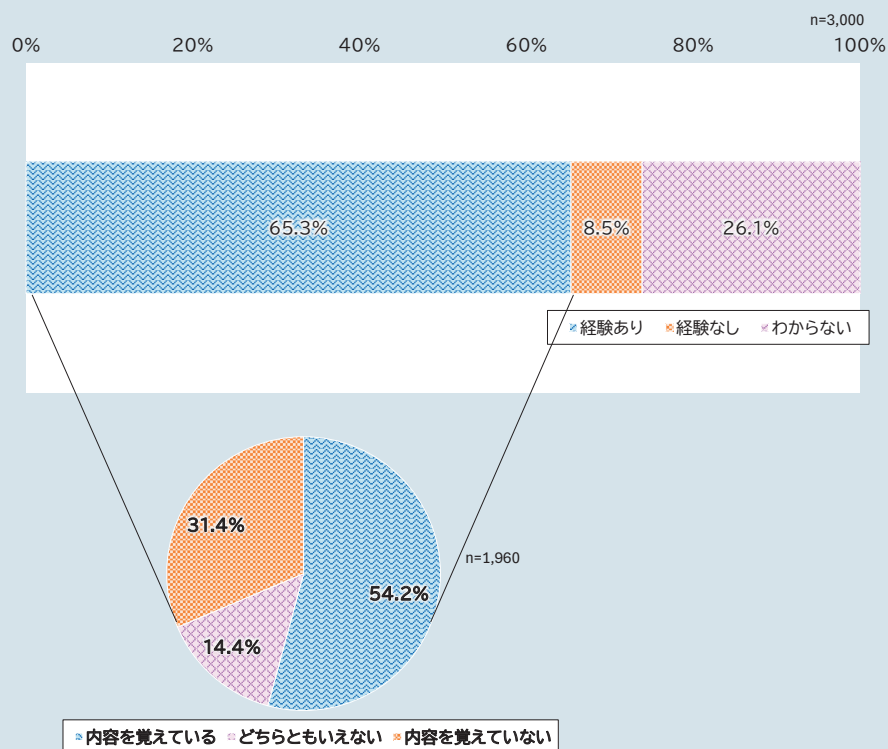
「社会保障制度（医療、年金、介護、福祉、公衆衛生など）について、学校の授業^{*4}で習ったことがある」（以下「社会保障教育の経験がある」という。）のは65.3%であり、そのうち54.2%が授業の内容を覚えている^{*5}（図2-1-4）。また、「働くときのルール（労働時間や賃金などのきまり）など働くときに知っておくべきことについて、学校の授業で習ったことがある」（以下「労働法教育の経験がある」という。）のは62.7%であり、そのうち70.0%が授業の内容を覚えている^{*6}（図2-1-5）。

^{*4} 特別授業、講演会、課外授業などで受けた経験も含む。小学校、中学校のときのことも含む。労働法教育の場合も同じ。

^{*5} 「よく覚えている」「やや覚えている」を合わせたもの。以下「覚えている」と記載している場合は同じ。なお、各図の中で「覚えていない」と記載している場合は「あまり覚えていない」「全く覚えていない」を合わせたもの。

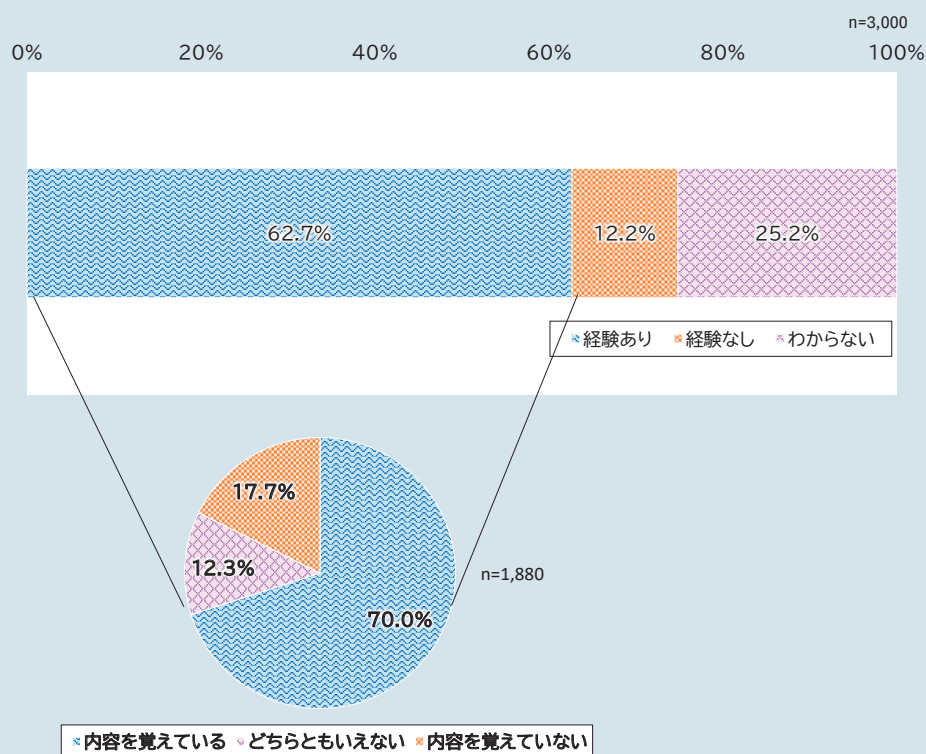
^{*6} 社会保障教育の経験がある、かつ労働法教育の経験があるのは、全体の48.7%であり、そのうち50.1%が両方の内容を覚えている。

図 2-1-4 社会保障教育の経験の有無と内容を覚えている程度



(注) 「社会保障教育の経験がある」65.3% (1,960人) を母数にし、「内容を覚えている」割合を算出している。
資料：厚生労働省「令和6年度少子高齢社会等調査検討事業」

図 2-1-5 労働法教育の経験の有無と内容を覚えている程度



(注) 「労働法教育の経験がある」62.7% (1,880人) を母数にし、「内容を覚えている」割合を算出している。
資料：厚生労働省「令和6年度少子高齢社会等調査検討事業」

3 社会保障教育・労働法教育の効果について

(社会保障教育の経験が社会保障制度への関心度・理解度を高める可能性が示唆される)

社会保障教育の経験と社会保障制度への関心度・理解度との関係について見てみると、社会保障教育の経験がある場合には関心度・理解度が高くなる傾向、社会保障教育の経験がない場合には関心度・理解度が低くなる傾向がみられる。また、社会保障教育の内容を覚えている人については、理解度が特に高くなっている。これらのことから、社会保障教育の経験が、社会保障制度への関心度や理解度を高める可能性があることが示唆される(図2-1-6、図2-1-7、図2-1-8)。

図2-1-6 社会保障教育の経験の有無別の社会保障制度への関心度

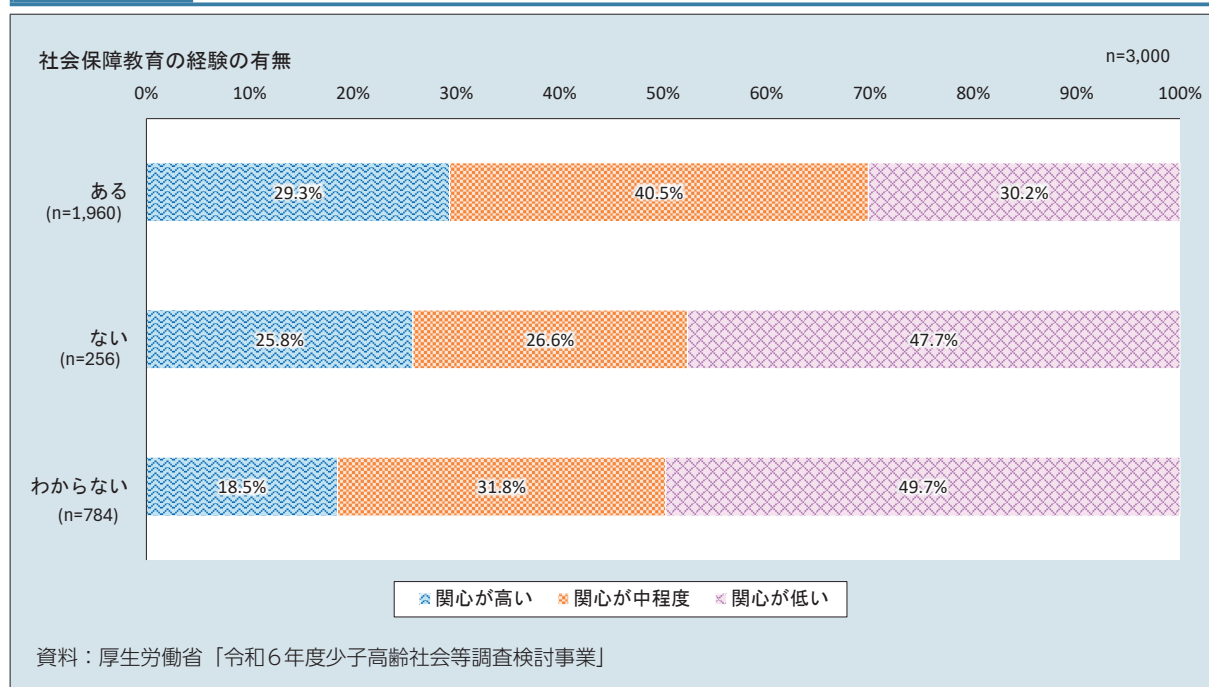


図 2-1-7 社会保障教育の経験の有無別の社会保障制度への理解度

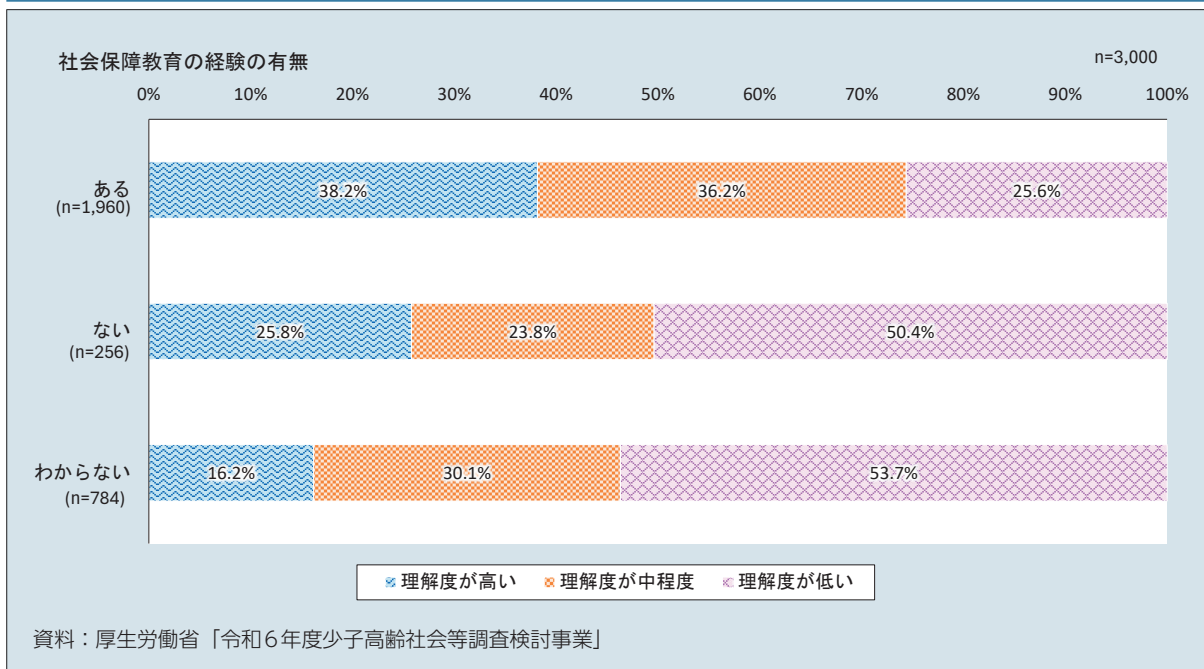
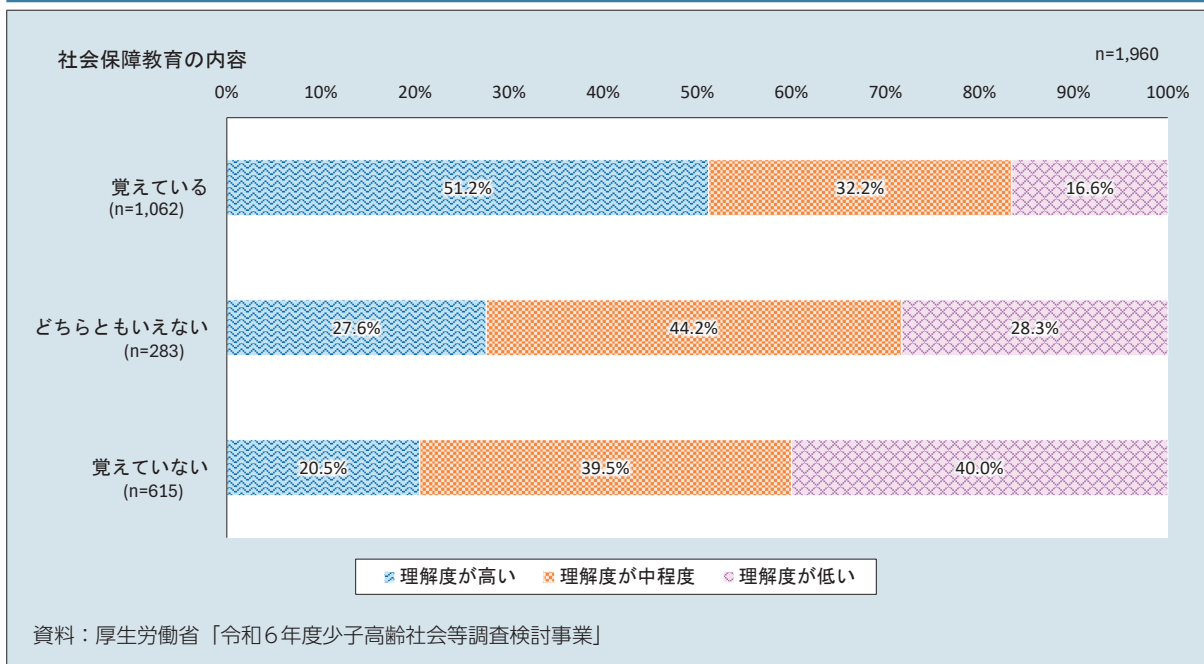


図 2-1-8 社会保障教育の内容の記憶の有無別の社会保障制度への理解度

**(労働法教育の経験が労働施策への関心度と理解度を高める可能性が示唆される)**

労働法教育の経験と労働施策への関心度・理解度との関係について見てみると、労働法教育の経験がある場合には関心度・理解度が高くなる傾向、労働法教育の経験がない場合には関心度・理解度が低くなる傾向がみられる。また、労働法教育の内容を覚えている人については、理解度が特に高くなっている。これらのことから、労働法教育の経験が、労働施策への関心度や理解度を高める可能性があることが示唆される（図 2-1-9、図 2-1-10、図 2-1-11）。

図2-1-9 労働法教育の経験の有無別の労働施策への関心度

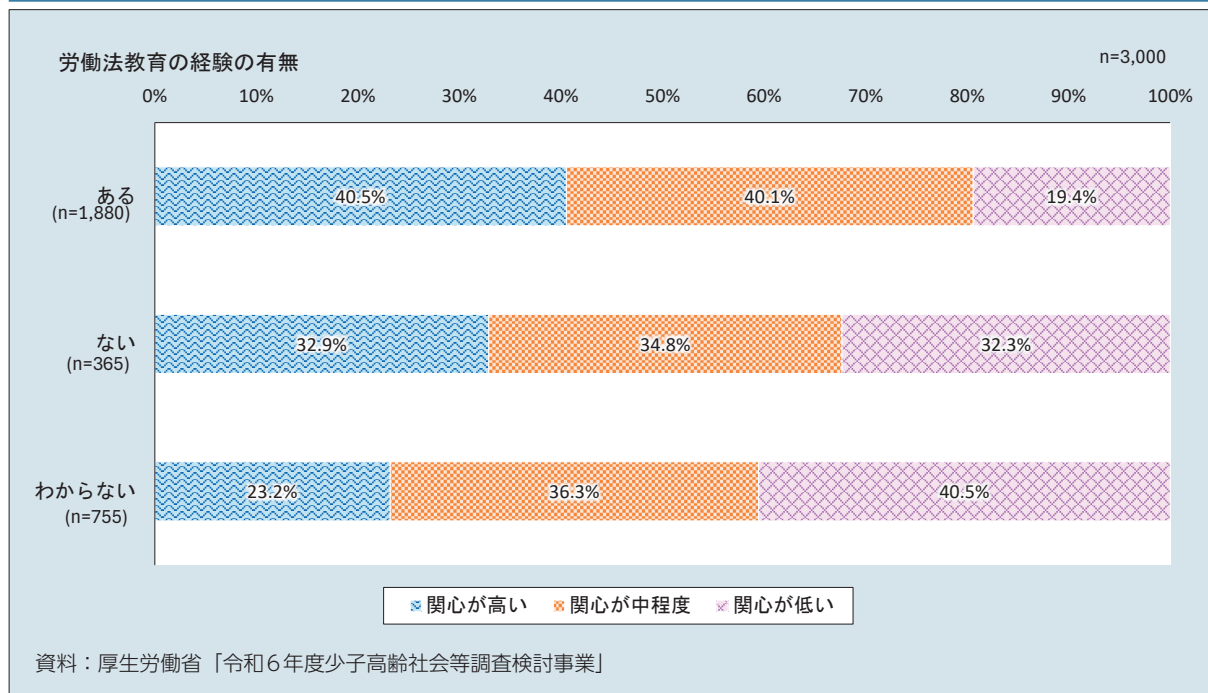


図2-1-10 労働法教育の経験の有無別の労働施策への理解度

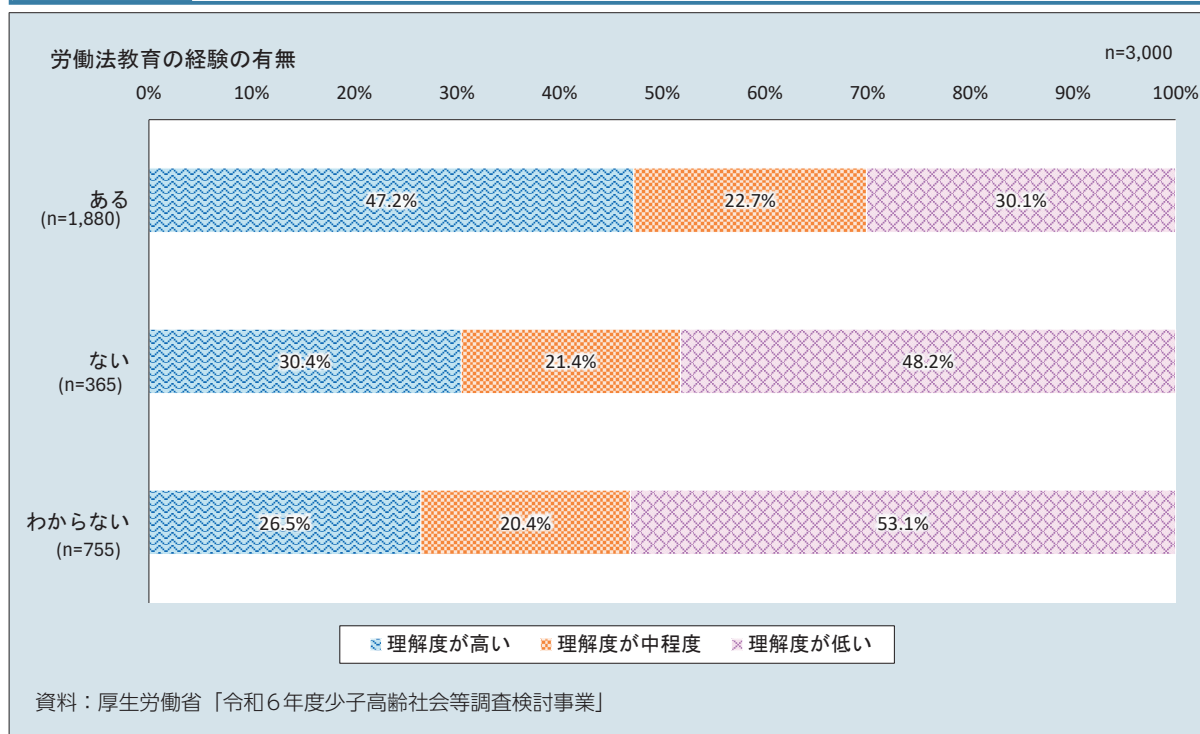
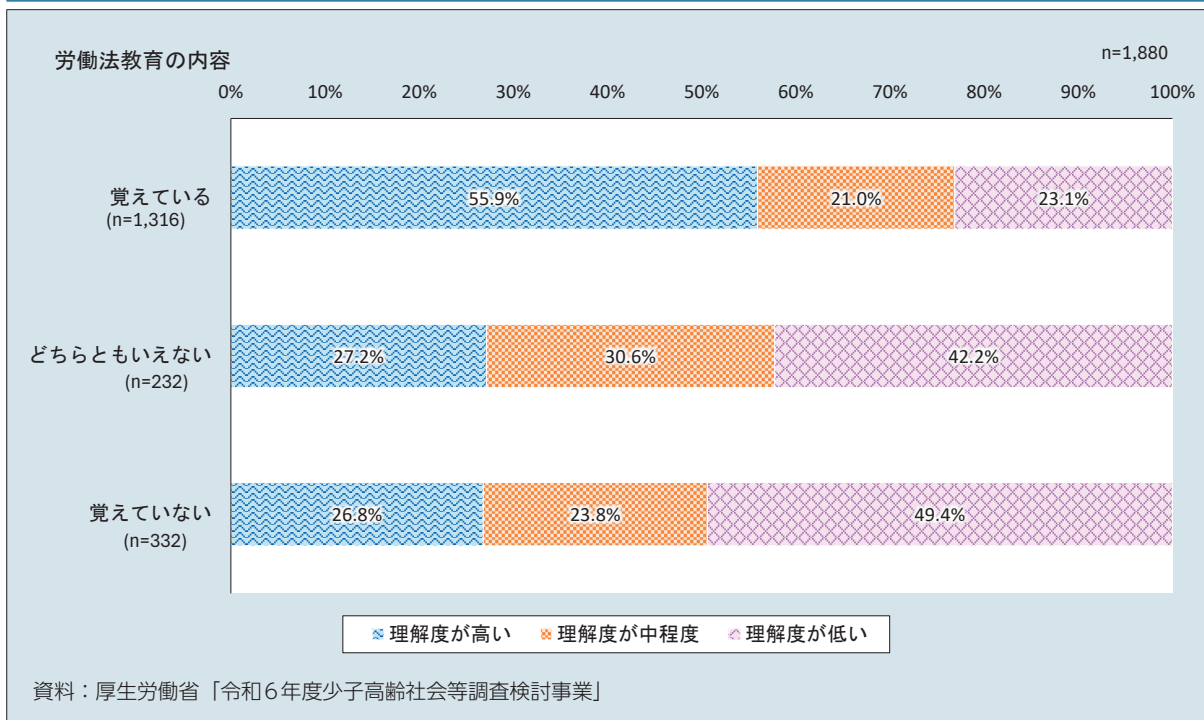


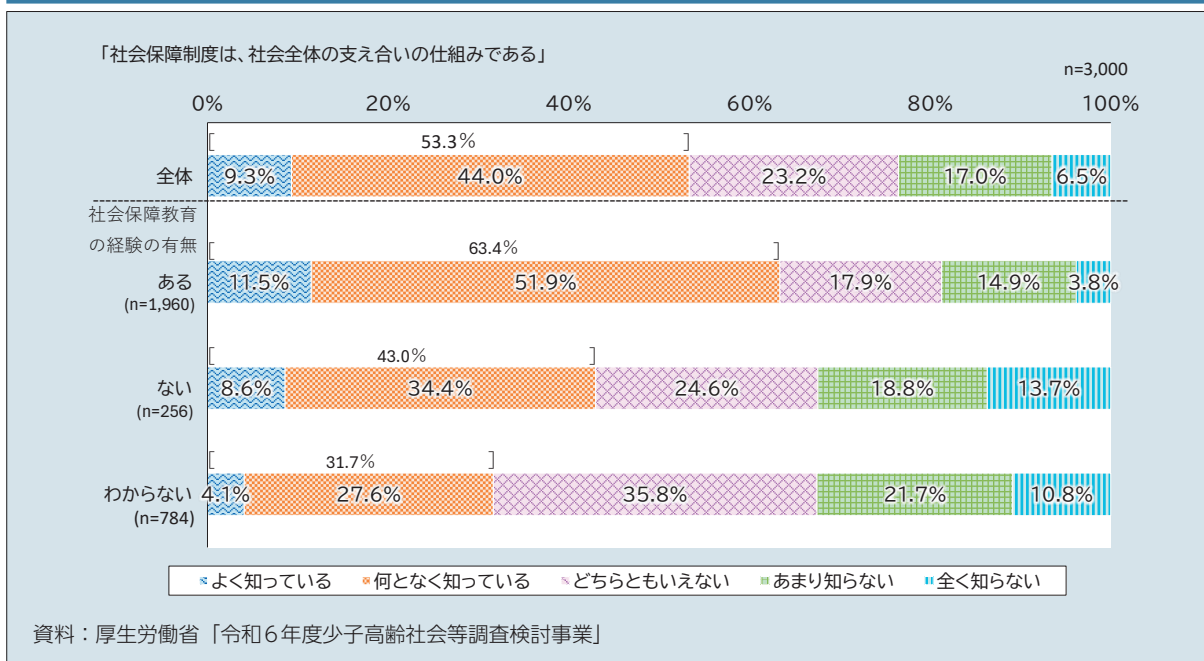
図 2-1-11 労働法教育の内容の記憶の有無別の労働施策への理解度



(社会保障教育の経験が社会保障の理念への理解を促進する可能性が示唆される)

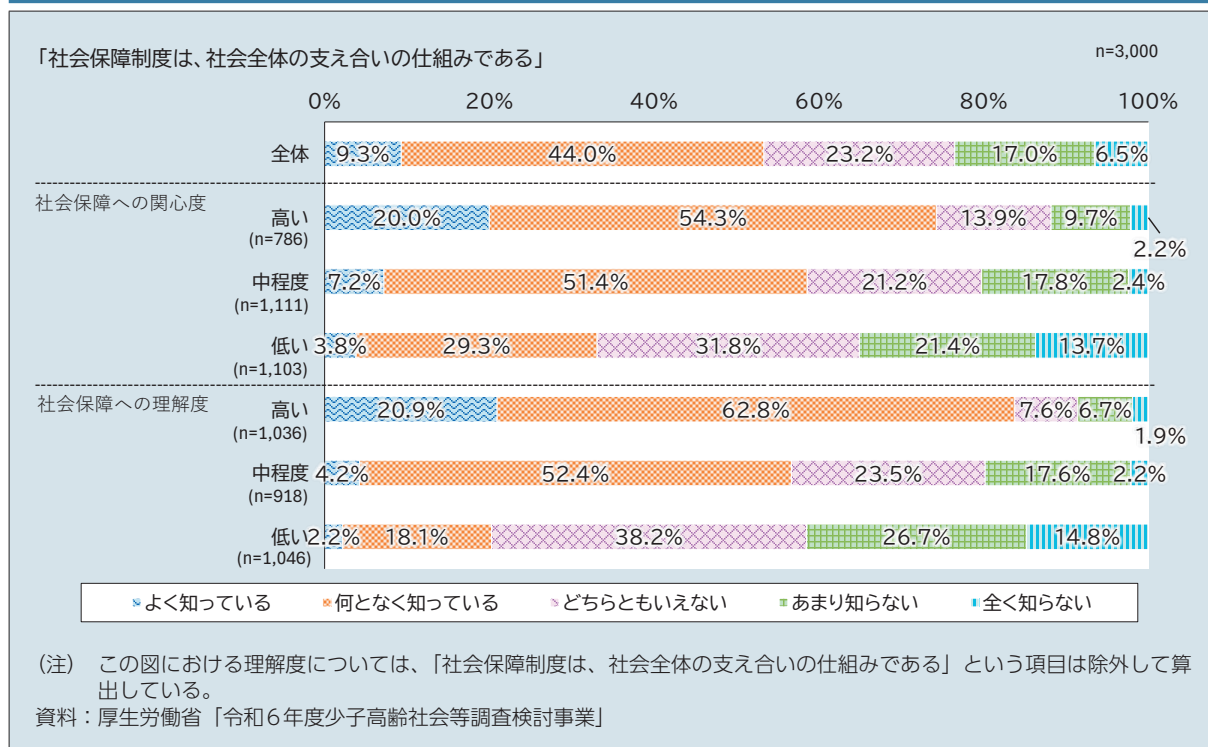
「社会保障制度は、社会全体の支え合いの仕組みである」ことについて、「よく知っている」「何となく知っている」を合わせた割合は53.3%だが、社会保障教育の経験がある場合は63.4%となっており、社会保障教育の経験がない場合の43.0%と比べて高くなっている。社会保障教育の経験によって、社会保障の理念である「社会保障制度は、社会全体の支え合いの仕組みである」ということへの理解が促進される可能性があることが示唆される（図2-1-12）。

図 2-1-12 社会保障教育の経験の有無別の「社会保障制度は、社会全体の支え合いの仕組みである」ことへの理解



また、社会保障制度への関心度・理解度が高い場合、「社会保障制度は、社会全体の支え合いの仕組みである」という理念への理解が高まる傾向がうかがわれる（図2-1-13）。

図2-1-13 社会保障への関心度・理解度別の「社会保障制度は、社会全体の支え合いの仕組みである」ことへの理解

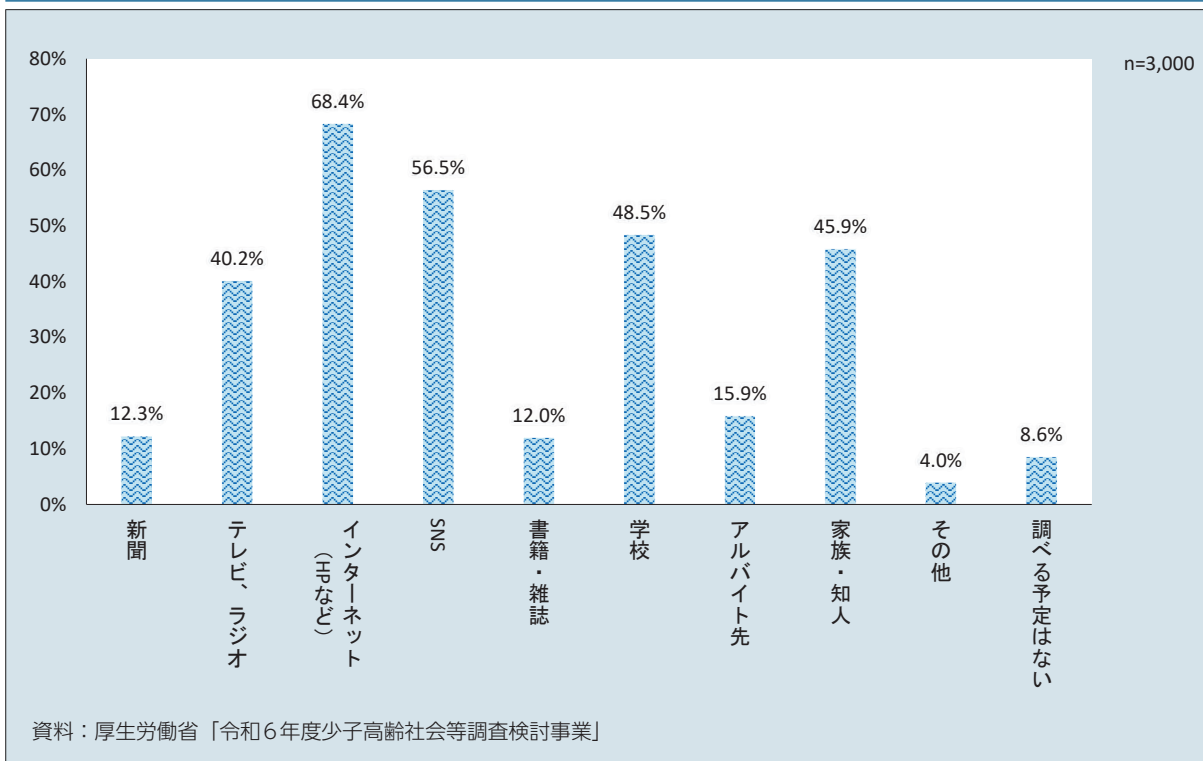


4 社会保障・労働施策を知る手段について

（知識を得るために今後利用したい手段としてインターネットやSNSを挙げる人が多いが、SNSなどの情報が正しいかどうか分からないと考える人が多い）

「社会保障制度や働くときのルールなどの知識を得るために今後利用したい手段」（複数回答）については、「インターネット（HPなど）」が68.4%と一番多く、「SNS」が56.5%、「学校」が48.5%、「家族・知人」が45.9%と続いている（図2-1-14）。

図 2-1-14 知識を得るために今後利用したい手段（複数回答）



また、「社会保障制度や働くときのルールなどの情報を入手するとしたら、心配ごとや気になることはあるか」（複数回答）については、「SNSなどの情報が正しいかどうかわからない」が54.9%と一番多く、「どうやって情報を調べたらいいのかわからない」が32.1%、「公的機関のホームページなどでどこに情報があるかわかりにくい」が25.8%、「特に心配ごとや気になることはない」が25.0%と続いている。また、今後利用したい手段として「インターネット（HPなど）」と「SNS」のどちらか又は両方を選択した人のうち、「SNSなどの情報が正しいかどうかわからない」と回答した人は90.6%となっており、情報の信頼性に疑問を抱きながらもこれらのツールを選択する状況が垣間見える（図 2-1-15、図 2-1-16）。

図 2-1-15 情報を入手する際の心配ごと（複数回答）

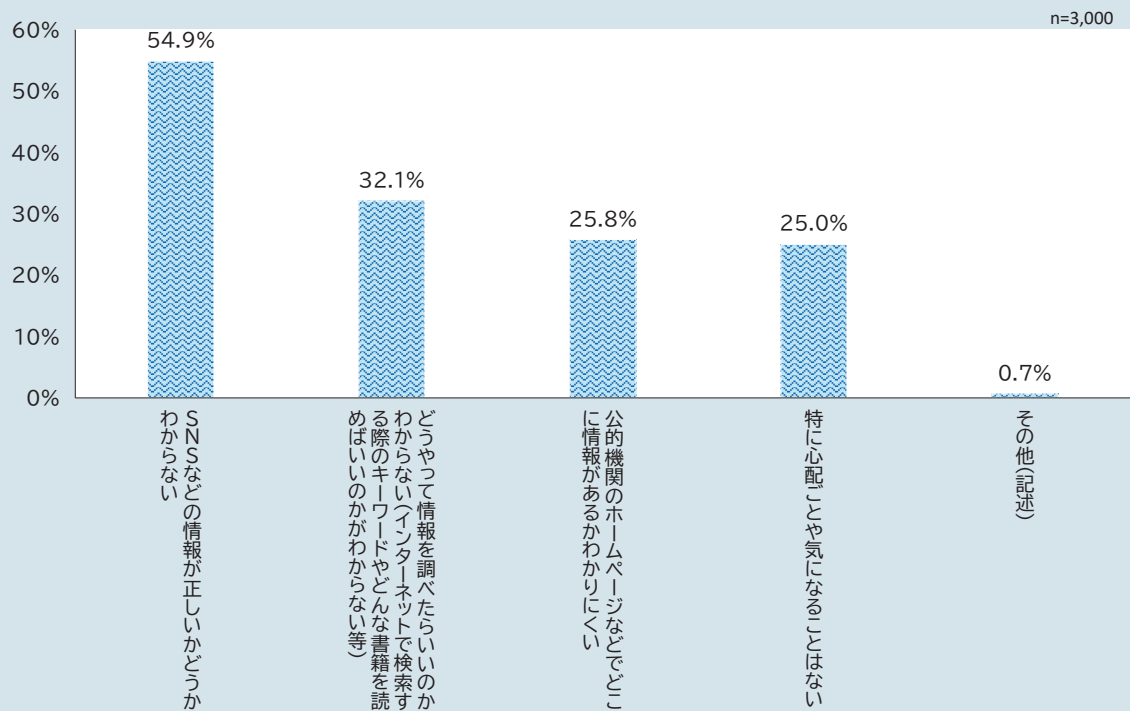
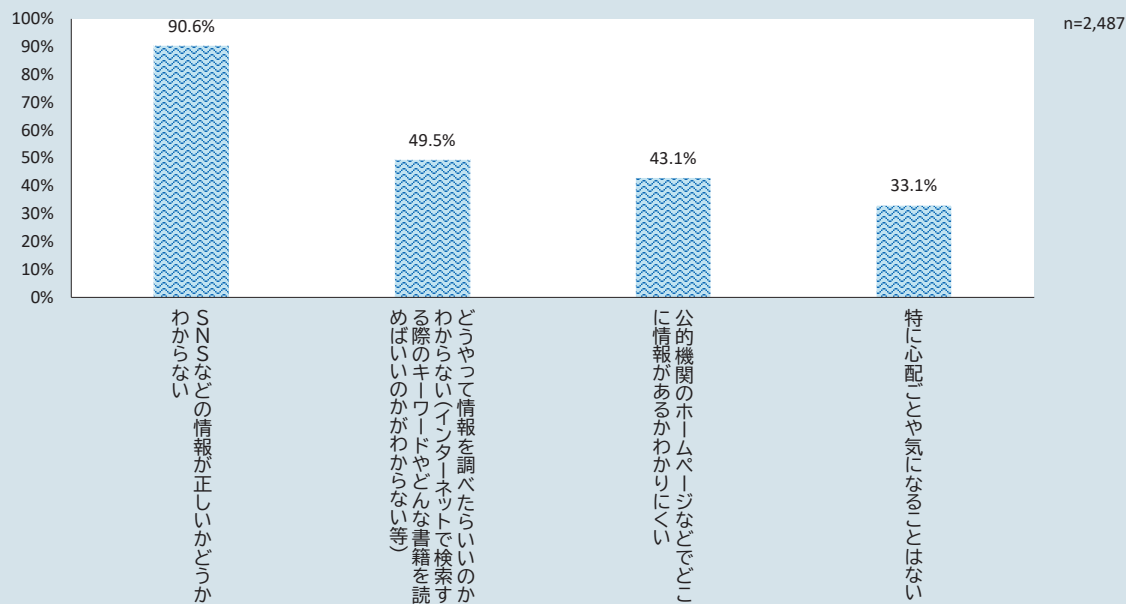


図 2-1-16 情報を入手する際の心配ごと（今後利用したい手段として「インターネット（HPなど）」と「SNS」のどちらか又は両方を選択した場合）（複数回答）



5 社会保障・労働施策に対する若者の考え

(社会保障や労働施策を知ること、学ぶことの重要性などが若者の声として聞こえてきた)

社会保障や労働施策などに対する若者の考え方について、様々な機会をとらえて、ヒアリングなどにより把握した。ここでは、それらの若者の生の声について、紹介する^{*7}。

【「過労死のご遺族や弁護士による啓発授業」の後に聞いた東京経済大学の学生の声^{*8}】

- 20歳になって、年金を払い始めた。今は学生で実家暮らしなので、親に頼って生活しているが、今後、一人で生きていくために知識は重要だと思う。親や周りの大人に聞きながら、知識を得ていきたい。親との関係が悪いなど親に聞けない人であっても、今はネットでいろいろ調べられるのではないかな。
- 現在は実家暮らしで親に頼っている。公民科の教師になりたいと思っており、自分は社会保障や労働施策に関心が高い方だと思うが、今はスマホで何でも調べられる。自分で動くことも重要だと思う。
- 自分はひとり暮らしで奨学金をもらっており、医療費は免除になっていて、年金は学生納付特例を受けている。かなり制度に助けてもらっているという印象だが、書類作業は手間がかかる。同じような状態の友人が学内などいろいろなところにいるので、書類の書き方などを相談しながら、自分はやっていくことができているが、そのような環境にいない人もいると思うので、相談できるコミュニティなどがあると良いと思う。
- 社会保障については、世代間対立を煽るようなものではなく、どんな世代にも対等に一人ひとりに目を配れるものであるべきだと思う。
- DX（デジタルトランスフォーメーション）などの新しい技術を利用して、過労死なども防げるようになると良いと思う。
- 労働施策については、まだアルバイト程度しかしたことがなく、これから考えていきたいと思う。社会保障については、自分が親になったときに、金銭的な支援などを受けられるなど、こどもを育てやすい環境が整っていると良いと思う。

【ユース年金学会の意見交換における学生の発言^{*9}】

- 社会保障制度を学ぶことで、制度に対する信頼感が増すのではないかな。
- 若い人が未来に備える心持ちになれることが重要だと思う。
- 現代社会は、インターネットの情報に踊らされがちなので、社会保障を学ぶ機会を得られると良いと思う。

【農福連携に取り組む東海大学の学生の発言^{*10}】

(地域共生社会の実現に向けた考え方について)

- ゼミに入る前は農福連携という言葉が知らなかったが、活動していくなかで少しずつ興味をもった。
- 地域活動に参加するためには、「意欲」と「きっかけ」が必要だと感じる。さらに、若者自身の意欲だけでなく、地域の人々からの支えがあってこそ取り組みが可能ではないかと思う。この双方向の協力が重要だと思う。

^{*7} 現在の若者が、実際にどのようなことを考えているかを示すことを目的として、発言内容をなるべく忠実に再現しているため、制度内容などについて事実誤認などがあり得る場合がある。また、発言内容をわかりやすくするため、前後の流れを踏まえて、言葉を補足している部分もある。

^{*8} 啓発授業の様子は、第3章において紹介している。

^{*9} ユース年金学会の様子は、第3章において紹介している。

^{*10} 農福連携に取り組む様子は、本章第2節において紹介している。

第2節 社会保障や労働施策を知ることの意義

本節では、社会保障や労働施策を知ることの意義について、ミクロの視点とマクロの視点からそれぞれ考察する。

1 ミクロの視点 ～一人ひとりの社会生活上の課題解決に役立てる～

まず、ミクロの視点からは、社会保障や労働施策を知ることによって、一人ひとりが社会生活上で直面する課題の解決に役立てることができる。以下では、若者にとって、自分事として考えやすい、自分の友達にもいるかもしれない事例や想像しやすい身近な事例などを取り上げて、具体的に見てみる。

(1) 生活上の困り事の相談、解決ができるようになる

(生活上の困り事を解決するためには、社会保障という仕組みがあることや相談することができることを本人や周囲の人が知っておくことが重要である)

第1章第3節で見たとおり、血縁・地縁が強かった以前に比べ、単身世帯が多くなり、地域のつながりが希薄化している現在においては、家族単位や個人単位で、孤立している場合も少なくないと考えられる。そのような社会環境の中、生活していく上で困難が生じた際、社会保障制度などの外部のサービスに適切にアクセスできれば良いが、そもそも制度を知らない、どこに相談したらよいのかわからないという場合もある。また、誰かに相談するということ自体を思いつかず、困り事を家族の中で解決しなければならないと思い込んでしまっているケースもある。

生活していく上で困難が生じている場合においては、社会保障などの支援を受けられるケースがあることを知ること、家族の中で無理に解決しようとせず、まずは市町村などの窓口相談してみることが重要である。

【事例：家族の中で解決しようとしていたが、社会保障などのサービスにつながった例^{*11}】

平日にもかかわらず、小学生が父親の病院に付き添っていた。
父親は重い病気で、一人での通院が難しかった。

病院では、
「いつも病気のお父さんのお世話をして、やさしい子だ。でも、平日なのに学校は大丈夫なのだろうか…」
と皆が気になっていた。

案の定、その子は学校も休みがちだった。担任の先生は、以前、その子が「お父さんが病気だから、僕が家のことをしないとイケないんだ」と言っていたことが気になっており、スクールソーシャルワーカー（注1）に相談しようと思った。

^{*11} 実際にあった事例を参考に厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室において作成。

その後、学校のスクールソーシャルワーカーから市のヤングケアラー（注2）の相談窓口相談があった。市がその家庭の状況を確認すると、病気の父親と小学生の兄弟の家庭だった。兄弟にとっては、自分たちで食事を作るのが当たり前の状況で、病気の父親の世話をするのも当たり前の状況だった。自分たちの状況を変えることができる、又は変えるべきだということに思いつきもしていなかった。利用できる社会保障制度があること、自分たちの状況を相談できることを全く知らなかった。

市はその後、病気の父親が訪問看護サービス（注3）を利用できるように手続きをし、こどもたちのためには市独自のサービスであるヤングケアラー向け家事支援を利用できるようにした。

こどもたちは、自分たちのために時間を使えるようになり、学校にもしっかり通えるようになっている。

（注1）福祉の専門的な知識・技術があり、児童生徒等の抱えた課題に対する支援を行う人のこと

（注2）家族の介護や、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと

（注3）病気や怪我により自宅で継続して療養をしている人に対して、看護師などが行う療養上の世話や必要な診療の補助のこと

この事例のように、社会保障制度が利用できるにもかかわらず利用できていない場合、制度や相談窓口を知らない場合も考えられる。まずは何となくでも、社会保障という仕組みがあって生活に困難がある場合に支えを求めることができること、周囲の人や行政の相談窓口相談することが大切だということをこどもの頃から知っておくことが重要であると考えられる。

上記の事例で言えば、父親が病気になった後に、一から利用できる社会保障制度について調べることは難しいだろう。しかし、父親自身、こどもの頃に社会保障について学ぶ機会があって何となくでも社会保障制度という仕組みがあることや、市町村などにサービスの利用を相談することができると知っていれば、早期に支援を受けることができていたかもしれない。

一方で、支援が必要な人が直接相談に行くことが難しい場合や、家族内で解決すべきと考えたり、困ったときに周囲に頼るという経験がなかったりするために支援を求められない場合もある。そのようなときは、地域、学校、職場など周囲の人が相談をすることも必要だと考えられるが、そのような場合であっても周囲の人が社会保障という仕組みがあること、相談することができることを知っておくことが何よりも重要だと考えられる。また、周囲に相談できる人がいるだけで、支援が必要な人の心理的負担が軽減されることも多いと考えられ、周囲の人の気にかかる姿勢や声かけなども大切である。

ここでは、若者に身近だと考えられる事例として、相談や社会保障などの支援につなげるためのヤングケアラー支援に関する地方自治体などの取組み^{*12}について取り上げる。

^{*12} 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体などが各種支援に努めるべき対象としている。

コラム

全国に先駆けた神戸市のヤングケアラー支援

兵庫県神戸市では、2019（令和元）年に20代のヤングケアラー（孫）が同居していた認知症の90歳の祖母を殺害するという事件が発生した。ヤングケアラーが自分の仕事と介護で肉体的・精神的に追い込まれる中、起こった事件だった。この事件を契機として、神戸市においては、ヤングケアラー支援を強化している。

以下、主な取組みについて、紹介したい。

全国に先駆けた相談・支援窓口の設置

事件を受け、神戸市では、2020（令和2）年度に、福祉局をはじめとした関係部局から成るプロジェクトチームを発足し、関係者からのヒアリングや事例収集を行うとともに、ヤングケアラー支援について検討した。その結果を踏まえ、翌2021（令和3）年度に全国に先駆けてヤングケアラーの相談・支援窓口を設置した。

相談・支援窓口で相談を受けた事例は、週1回、個別ケース会議を開き、今後の処遇方針を検討し、定期的にその見直しを行っている。また、2ヵ月に1回、事例検討会議を開催し、学識経験者よりスーパーバイズを受けている。さらに、複数の関係機関による支援が必要なケースや、支援が困難なケースなどについては、対象世帯に関係する機関の担当者を招集して個別支援会議を開き、情報共有や今後の統一した処遇方針の確認をしている。



窓口を開設してから、2024（令和6）年12月末までの期間で、237件の対象者に関する相談があった^{*1}。そのうち、18歳未満のヤングケアラーに関する相談経路の内訳を見ると、約8割が学校などの関係機関からの相談となっている。

神戸市の元ヤングケアラーからは、「自分から相談に行くことは難しい。周りの人に気付いてほしい」「気にかけてくれる先生の声掛けがうれしかった」との声もあり、関係機関がヤングケアラーの存在に気付けることが重要になっている。

さらに、ヤングケアラー支援のためには、その家族全体をアセスメントし、必要に応じて、ケア対象の家族を社会保障などの支援につなげることも重要である。

こういった観点から、神戸市においては、関係機関との連携強化や、関係機関のヤングケアラー支援に対するスキルアップを目的として、生活保護のケースワーカー、ケアマネジャー、障害者相談支援センター、教育委員会などに対して、ヤングケアラー支援に関する研修などの取組みを行っている。

このような取組みの結果、学校や福祉などの関係者にヤングケアラー支援の視点が広がったことで、相談・支援窓口へつながるケースや、教育現場と福祉現場の関係者が連携して家族全体を見て支援を行うことで、ヤングケアラーのケア負担が軽減されるケースも出てきている。

「ふっのひろば」（ヤングケアラーの交流・情報交換の場）

神戸市では、NPO法人に委託し、ヤングケアラー同士の交流・情報交換の場として、毎月、「ふっのひろば」を開催している。概ね16歳～30歳代の神戸市在住・在勤・在学の人々が参加し、レクリエーションやお互いの話をするなどして、同じような経験を持つ仲間が集う場となっている。

神戸市には、元ヤングケアラーから、「同

*1 そのほか、230件の市外の当事者、匿名、対象年齢以上などの相談もあった。

じ状況の人と知り合い、話したかった」「当時、ヤングケアラーというものを知って『自分だけではない、同じような仲間がいる』ことがわかっていたら、楽だったかも」という声も届いており、この「ふうのひろば」はヤングケアラーにとって、仲間とともに「ふう」っと一息つける場所になっている。



高校生による取組み（ヤングケアラーに関する動画作成）

また、高校生によるヤングケアラーに関する啓発の取組みも行われている。

2022（令和4）年、神戸市立葺合高等学校の生徒が、神戸市の協力の下、「決してあなたは一人じゃない～いつも頑張る優しいあなたへ～」と題したYouTube動画を作成した。妹のお世話や家事を担う高校生のヤングケアラーに対し、その状況を心配した友人が市の相談窓口を紹介するという内容で、全編イラストで構成されている。神戸市立六甲アイランド高等学校の生徒が作画を担当し、葺合高等学校の生徒が脚本・ナレーションを担当した。

神戸市のホームページに掲載されており、

誰でも自由に見ることができる。



（神戸市ホームページ）

市と老人ホーム運営企業との連携

一方、2022（令和4）年には「ヤングケアラーへの支援をしたい」と考えていた有料老人ホームを運営する株式会社チャーム・ケア・コーポレーションの有志チームが、神戸市の取組みを聞き、連携した活動をしたいと申し出て、神戸市の相談・支援窓口から紹介のあった16歳～30歳代の現・元ヤングケアラーに対し、就労支援などを開始した。

ヤングケアラーは、家族のケアに従事することにより定期的な就労が困難、または就労経験がない場合もあるが、これらに配慮した柔軟な勤務体系や訓練の場を提供することにより、将来の一般就労に向けた機会となっている。市と常時情報共有しながら、ヤングケアラーの心身状況に配慮した取組みが行われており、ヤングケアラーと職員や入居者とのつながりができることで、ヤングケアラー自身の社会が広がるなど、良い影響も与えている。

この実績をふまえ、神戸市と同社は、2024（令和6）年にヤングケアラー支援に関する事業連携協定を結び、企業と連携した取組みを進めている。

ヤングケアラー支援は、ヤングケアラー自身や家庭の状況によって求められる支援も多種多様であることから、行政はもちろん、企業などの関係機関を巻き込んだ神戸市の取組みは、効果的なヤングケアラー支援の一つのモデルになるだろう。今後の更なる取組みに期待したい。

コラム

アウトリーチを強化する豊橋市のヤングケアラー支援
（「ココエール」の取組み）

愛知県豊橋市は、2022（令和4）年度に県のモデル事業を受託したことを契機として、本格的にヤングケアラー支援を開始した。こども若者支援センター^{*1}「ココエール」は、こどもと若者に関するあらゆる相談に応じており、関係機関と連携しながら、ヤングケアラー支援も行っている。

以下、豊橋市の主な取組みについて紹介したい。



アウトリーチの強化

ヤングケアラー自身は、自分の置かれた状況が日常のため、自分自身がヤングケアラーだと気付いていないことも多く、本人から相談されることは少ない。そのため、現在、豊橋市が力を入れているのがアウトリーチだ。相談を「待つ」から、相談に「気付く」手法へ転換している。

社会福祉士である支援コーディネーターが、ヤングケアラー支援全体のとりまとめ役となり、学校訪問、家庭訪問、地域の居場所訪問など、ヤングケアラーに関わる支援者の支援から、ヤングケアラーのケア負担の軽減までを総合的にコーディネートしている。

また、2023（令和5）年度末に豊橋市が把握していたヤングケアラーのうち、6割が学校からの情報であり、学校との連携の強化にも取り組んでいる。校長クラスの前教員である巡回相談員が、教職員やスクールソーシャルワーカーなど学校のバックアップ役となり、市内の小学校、中学校、高等学校の全てを対象に、週1～2校の学校訪問を実施し

ている。ヤングケアラーに気が付くきっかけが多いのは学校であることから、「気付く」など学校の役割の説明、支援を関係機関につなぐことの必要性などについて、周知啓発している。

ヤングケアラーの気持ちに寄り添った支援

豊橋市では、支援を行う場合、ヤングケアラーの思いや意見を十分に理解した上で、必要な支援を個別に考えることを大切にしている。

例えば、同じケアを担っていても、人によって負担感が違うこともあり、ヤングケアラー自身がどのようなことを我慢しているのか、何がやりたいかなど状況を丁寧に理解しようとするのが重要だと考えている。また、ヤングケアラー自身は、支援者に相談すること自体、ケア対象の家族を悪者にするような感覚がある場合もあり、そういった気持ちにも寄り添っている。

そのため、家庭の事情、ヤングケアラーと家族の意思・意向を十分に理解した上で、その家庭にとって必要だと考えられる社会保障などの手続きに同行し、支援の状況を見届けるまでの伴走型のコーディネートを行っている。



子ども食堂などのこどもの居場所との連携

豊橋市では、子ども食堂などのこどもの居場所との連携も行っている。

子ども食堂などには様々なこどもがやってくるため、その中にヤングケアラーなども含

^{*1} 2025（令和7）年3月までの名称は、「こども若者総合相談支援センター」

まれている場合がある。そのため、子ども食堂などにおいて、こどもがつらい状況にいたり、苦しい思いをしていたりということに気付いた場合には、市と子ども食堂などが連携して必要な社会保障などの支援につなげていくこととしている。

何度も通う子ども食堂などにおいては、ヤングケアラーやその家族が徐々に心を開き、関係性ができた運営者などに対して、様々な困り事を話してくれることもあるという。福祉サービスをそもそも知らなかったり、複雑だと思ってしまって敬遠してしまったりする人もいるので、行政と日常的なつながりのあ

る子ども食堂などが間に入ることで、スムーズな支援につながることが期待される。これまで、支援が必要な人が「ココエール」へ相談に行く際に、子ども食堂の運営者が同行することによって、安心して相談ができたという事例もあるようだ。

今回、豊橋市で取材をして、ヤングケアラーに気付きたい、気持ちに寄り添った必要な支援をしたいという強い思いが感じられた。このような思いは、ヤングケアラーが相談しやすい環境を醸成し、必要な支援へとつながる下地となっていくだろう。

(2) 働いていてトラブルに巻き込まれたときに解決できる

(働くときの基本的なルールや相談窓口を知っていれば、働いていてトラブルに巻き込まれたときに自分の身を守ることができる)

第1章第3節で見たとおり、多様な働き方が普及しているが、働くときの基本的なルール（労働法令）を知っていれば、自分がどのような働き方をしているとしても、アルバイト先を含め職場でトラブルに巻き込まれたときなどに、「このような働き方はおかしいのではないか」と気がつくことができる。しかし、働くときの基本的なルール（労働法令）の知識がなければ、例えば、残業しても割増賃金^{*13}がもらえなかった場合や休憩^{*14}がなかった場合に、それが問題だと気がつくことができず、いわゆるブラックな状態で働き続けることになってしまうかもしれない。

また、自分一人の力で解決できなくても、例えば、総合労働相談コーナー、労働基準監督署などの相談窓口^{*15}を知っていれば、無料で相談をすることもでき、自分一人で悩む必要もない。しかし、相談窓口の存在を知らなければ、一人で苦しむことにもなりかねない。

働くときの基本的なルール（労働法令）の知識に併せて、相談できる場所を知っておくことが、働く上で、自分の身を守るためには必要不可欠となる。

^{*13} 1日の労働時間が8時間、1週間の労働時間が40時間の法定労働時間を超えて時間外労働（残業や休日出勤）をした場合、会社は労働者に相応の割増賃金を支払う必要がある。アルバイトやパートタイマーなども含め、全ての労働者が対象であり、例えば、法定労働時間を超えた残業の場合は25%以上の割増賃金となる。（時給が1,000円の場合、残業分は1,250円以上の時給となる。）令和6年度少子高齢社会等調査検討事業では、「1日の働く時間が8時間を超えた場合、通常の賃金より割り増しされた賃金（割増賃金）がもらえる」ことについて、「よく知っている」「何となく知っている」と答えた割合は57.4%であった。

^{*14} 1日の労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は60分以上の休憩時間を、会社は労働者に労働時間の途中に与えなければならない。令和6年度少子高齢社会等調査検討事業では、「働く時間が一定時間を超えたら休憩がもらえる（例えば、働く時間が6～8時間の場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間）」ことについて、「よく知っている」「何となく知っている」と答えた割合は60.2%であった。

^{*15} 総合労働相談コーナー以外にも、様々な無料の相談窓口がある。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/soudanmadogutitou/itiran/index.html)

MEMO 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン

厚生労働省では、毎年、特に多くの新入学生がアルバイトを始める時期である4月から7月にかけて、「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施し、全国の大学など、事業主団体、都道府県・政令指定都市、関係団体へリーフレット（図）やポスターを送付し、新入学時の説明会や機関紙などでの配布などの協力依頼をしている。また、各都道府県労働局においては、大学などの依頼に応じて出張相談を実施するなどしている。

具体的には、学生の皆さんに対し、「アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント」として、

- ①アルバイトを始める前に労働条件を確認しましょう。
- ②バイト代は、毎月決められた日に、全額払いが原則です。
- ③アルバイトでも、残業すれば残業手当がでます。
- ④アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます。
- ⑤アルバイトでも、仕事上のけがは労災保険

が使えます。

- ⑥アルバイトでも、会社都合の自由な解雇は
できません。

- ⑦困った時は、各地の総合労働相談コーナーへとリーフレットやポスターなどで示している。

また、アルバイトのトラブル例として、

「面接で聞いた時給と違う！」

「勝手にシフトが変わってる！」

「代わりにバイトする人を見つけないとやめられない」

「商品の買取を強要される！」

「忙しいと休憩時間がもらえない！」

「片付けの時間のバイト代がもらえない！」

ということをあげ、「おかしいと思ったら、まず相談！」と呼びかけ、都道府県労働局や労働基準監督署にある総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置するとともに、平日夜間や土日祝の相談先として労働条件相談ほっとラインを紹介している。

アルバイトを始める前には、最低限、上記の労働法令の知識や相談先を知っておくことが大切である^{*1}。

リーフレット



*1 同キャンペーンでは、事業主団体や学生アルバイトが多い業界の団体などに周知し、傘下会員への広報を依頼するなど、企業側への働きかけも行っている。

(3) 万が一のときの備えができる① ～年金の事例～

(思いがけない事故に遭ったときなどに備え、年金などの制度を知り、万が一のときに保障が受けられるようにしておくことが重要である)

私たちが生活していく上では様々なリスクが考えられる。しかし、その全てを想定し、個人で備えることは、現実的には不可能である。そのために、年金などの社会保険や、様々な福祉制度などの社会保障制度が存在している。

まず、障害年金を受給している30代の方が書いた「わたしと年金」エッセイ^{*16}を紹介する。

【事例：令和2年度「わたしと年金」エッセイ（厚生労働大臣賞）】

私は21歳のときから障害年金を受け取っている。大学で部活動中の事故による怪我が原因で右足を切断、障がい者となったためだ。

ただ、障害年金の請求手続は私が行ったわけではない。車いすでの生活に加え、リハビリや義足作成のため通院以外の外出は難しく、母が役所の年金担当に相談し、必要書類を揃え申請した。

実は21歳での障害年金の申請はハードルが高い。障害年金制度には、すべての国民が国民年金へ加入する20歳から傷病の初診日までの間に一定期間以上年金保険料を納付、免除もしくは学生の保険料猶予（学生納付特例）を受けていなければ障害年金がもらえない「納付要件」というルールがあるからだ。保険料を支払わず放置していると、怪我や病気によってどんなに重い障がいを負ったとしても、「もしもの時の生活保障」となる障害年金を受け取ることはできない。

事故当時21歳だった私は20歳の国民年金加入から約1年半と年金加入期間が短く、その半分以上の期間について保険料が納付、又は免除・猶予されていなければならなかった^{*17}。このため、たった1ヵ月の「未納期間」が、「納付要件」という条件クリアに大きな影響を与えてしまうのだ。

20歳当時学生だった私が「将来障がい者になり、障害年金を申請する立場に置かれる」ことまで考えているはずもなく、「20歳の国民年金の加入手続」も、「学生納付特例手続」も全て私の20歳到達とともに母が仕事の合間に役所で手続をしてれていた。私は母に言われるがまま学生納付特例手続に必要な「学生証の写し」をコピーし、母のもとへ郵送しただけだ。母が私の学生納付特例手続を行っていないければ、私は障害年金を受け取ることができないどころか、手術費用や入院費用、その後の義足作成費用などの負担が重くのしかかっていただろう。

^{*16} 日本年金機構は、毎年11月の「ねんきん月間」における公的年金制度の啓発活動の一環として、公的年金の大切さや意義を考えるため、公的年金をテーマにしたエッセイを募集している。アニメーション化した過去の受賞作品もあり、受賞者の方の体験談から、年金についてわかりやすく学べる内容となっている。過去の受賞作品やアニメーション動画は日本年金機構のホームページに掲載されている。

^{*17} 保険料の納付要件として、2/3以上の期間について保険料が納付、又は免除・猶予される必要がある。（本注は厚生労働省において追記）

事故後、障害年金の手続を役所で行った際、私の年金記録を確認した年金担当から母はこう言われたそうだ。「お母さん、息子さんの学生納付特例、ちゃんとしておいてよかったですね」と。母はいつも「当然のことをしたまでだ」とは言うが、母もまさか自分の息子が障がい者になるとは夢にも思っていなかっただろうし、きちんと私の年金の手続をしてくれていたからこそ、私の今の人生があることを考えると、感謝してもしきれない。

そんな私はどのような巡りあわせか、現在市役所で年金担当として働いている。日々年金手続の受付業務の中で、当然「学生納付特例手続」を受付するのだが、学生本人や母親などの現役世代の方は「年金と言えば高齢者がもらう老齢年金」という認識が強い。「学生納付特例なんてする意味があるの?」、「保険料なんて支払う意味なんてあるの?」、「少子高齢化で私たちが高齢者になったら年金はもらえないんでしょ?」といった質問を数多く受ける。そんなときは現役世代が支払う保険料と高齢者の方が受け取る年金の関係など「公的年金制度の仕組み」の説明や、自分自身の経験などを踏まえながら「障害年金や遺族年金など、納付や免除をすることであなた自身に起こるかもしれない、転ばぬ先の杖となるような年金があるんですよ」というお話をさせていただき、納得していただいた上で、保険料の納付や免除・猶予手続を進めていただいている。

一方で、日々の業務の中で窓口対応をしていると、初診時に年金に加入していない、保険料の納付が少ないことで納付要件を満たすことができないなどの理由により、残念ながら障害年金の受給に結び付かなかった方と接することもある。「早く教えてくれれば私だって加入や納付・免除手続をしたのに…」「市役所の年金担当から案内されたことが無い…」「障害者手帳があるのに年金担当から教えてもらえなかった…」といったご指摘を受けることも多い。「年金は申請主義」と言えばそれまでなのだが、本来受け取ることができたかもしれない年金が受け取れない状況が生まれないよう、「案内を行う側」である私がもっと「公的年金制度」について情報をお客様へ伝えていかなければならないと日々痛感している。

年金業務に携わる者としていつも心がけていることがある。年金の手続・相談に来られた方で、杖をついていたり、障害者手帳や療育手帳を持っていたり、「うつ」などの精神障害を患われて退職した方などには「障害年金をご存知ですか?」という質問を意識的に行うことだ。その方の傷病や障がいがすぐに年金申請に結び付かなかったとしても、「障害年金の制度自体を知らなかった」、「私の病気で障害年金を申請できると思わなかった」といった言葉をいただくことが多い。

市役所の年金担当職員として、老後の年金だけでなく、予期せぬ事故後の生活を助ける障害年金や、大切な人を失われた遺族の生活を保障する遺族年金など、公的年金制度の大切さについて、少しでも多くの人に伝えていくことが事故後の生活を公的年金制度に助けられた私の大切な使命であると思っている。

このエッセイの執筆者のように、思いがけない事故に遭う可能性は誰にでもある。しかし、年金の保険料の納付や手続きを適切に行っておくことにより、そのリスクに備えることができる。老後だけではなく、こうした事故を含めた将来のリスクを一人ひとりが認識

し、制度を利用できるようにしておくことが重要である。

次に、遺族年金に支えられている高校生のエッセイを紹介する。

【事例：令和元年度「わたしと年金」エッセイ（厚生労働大臣賞）】

平成25年8月、父が亡くなって一ヶ月程経ったこの時期から、私は年金を受給しています。「遺族厚生年金」です。私が学校で年金のお話をきいてきた日の祖父との会話の中で知った事実でした。

小学四年生の夏休み、海水浴をしている最中、父は事故で亡くなりました。父の稼ぎと祖父の貯金とで新しい家を建て、あと半年で兄も小学校卒業、という矢先の事故でした。その出来事によって、一日にして弱冠十一歳の私は年金受給者となったのです。

家族の大黒柱が突然いなくなり、収入は激減、今まで以上の節約を強いられるかもしれないということは、幼かった私でも容易に想像できました。しかし母は、家計が苦しいことなど、一切私たちには話さなかったのです。父親がいないということで私たちに気をつかわせたくなかったのでしょうか。表では気丈に振る舞っていても、パート勤務で年収280万円ほどの母にとって、私たち子ども2人と祖父母を養わないといけないということでどれほどの心労があったのか…。高校生になった今の私でも分かりかねるほどです。

中学2年生になったある日、大学進学をしたいと言った私のために、塾に通わせてもらいました。当然、その道に進むということはお金がかかることだと分かっていました。だから、この夢を諦めて就職した方が家計のためになるのではないかと、自分がこんなこと言いたしたら迷惑じゃないかと、たくさんの葛藤がありました。私たちをこんなにも助けてくれる遺族厚生年金がもしもらえなかったら？私は夢を追うことはできるのか？考える程に、決して怠ることなく保険料を納め続けていてくれた父への感謝の気持ちがあふれてくるのです。それと同時に、ノートがあり、ペンがあり、教科書がある環境下で勉強ができることが、「当たり前」ではないと、身の引き締まる思いです。

父が亡くなってから丸6年が経とうとしている令和元年の春、私は県内の私立高校に入学しました。学費のことを心配している私に対し、母が

「あんたの将来への投資だと思ってるから。芽依が頑張るなら応援するよ。」
そう言葉をかけてくれたのを今でも覚えています。これも、遺族年金によって少しうまれた心の余裕と、常に私たちの意志を尊重してくれる母だからうまれた言葉だと思いました。こんな背景があるから、いろいろな人の思いを背負っているから、私は国公立大学合格という目標を掲げ、夢を追っているのだと実感しています。私の夢への挑戦を支えてくれている遺族年金の支給も、成人までだと知りました^{*18}。いつまでも「助けてもらう側」ではられません。

今まで以上に努力し、社会の一員として貢献し、自立することが、一番の恩返しになるのではないだろうか。私はそう考えています。年金は老若男女問わずお互い

^{* 18} 子のある配偶者が受給している遺族基礎年金については、子が18歳になった年度の3月31日（障害等級の1級・2級の障害の状態にある場合は20歳に達する日）まで年金が支給される。なお、原則、配偶者が受給している遺族厚生年金については、子の年齢に関係なく支給される。（本注は厚生労働省において追記）

様だと言い合える助け合いの制度だからです。そして私の母のように、いつかできる家族を守れる大人になりたいです。6年以上、人よりも早く年金に助けてもらっている私はなおさらだと思います。成人しておらず、まだ保険料を納付できない私ですが、その年齢に達した時、私と同じような境遇になってしまい、折角もった夢を手放そうとしている子どもたちを支える準備をしている、そんな意識に変わりました。

私のように不幸にあった子どもでも、他の子と同じように夢を追っていいんだよ、そんな風に背中を押してくれる、そして家族に心の余裕を与えてくれる、それが遺族年金だと思っています。少子高齢化が進む中での若者たちの負担は重くなるばかりです。しかし、自分たちが生まれた国を、日本という国にいる以上、平等に課せられる義務を果たしてこそ、一人の大人としての自立になると思います。今これを読んでいるあなたにも、いつ何がおこるかわかりません。まずは「知る」ことから始めてみませんか。自分自身と、大切な人の笑顔をまもるために。

年金というと、高齢者のためのものと思われがちだが、上記の事例のように、高校生であっても遺族年金に生活を支えられることもある。実際に年金に支えられている若者の、「まずは『知る』ことから始めてみませんか」というメッセージを改めて考える必要がある。

コラム 20歳になったら国民年金

公的年金の制度とは、老後の暮らしをはじめ、病気やけがで障害が残ったときや一家の働き手が亡くなったときに、皆で暮らしを支え合うという考えで作られた仕組みである。老後のための「老齢年金」のほか、若くても万が一の時には「障害年金」や「遺族年金」が受け取れる。ただし、必要な手続きを行わず、保険料を未納のまま放置すると、これらの年金が受け取れなくなる場合があるので注意する必要がある。

国民年金への加入

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国籍を問わず、国民年金に加入することが義務付けられている^{*1}。20歳になった方には、日本年金機構から国民年金（第1号被保険者）に加入したことがお知らせされる（既に厚生年金保険に加入している

方を除く）。

具体的には、20歳になってからおおむね2週間以内に「基礎年金番号通知書」「国民年金加入のお知らせ」「国民年金保険料納付書」「国民年金の加入と保険料のご案内（パンフレット）」「保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書」「返信用封筒」が送付される。

国民年金保険料の納付

国民年金保険料は、1か月あたり17,510円（令和7年度）となっており、納付期限は翌月末日である。納付方法には以下の5つ（①納付書、②口座振替、③クレジットカード、④スマートフォンアプリ、⑤ねんきんネットを活用した納付書によらない納付（Pay-easy））がある。まとめて前払いすることで割引が受けられる「前納」も、別途、

^{*1} 海外に居住する日本国籍の方は、国民年金に任意加入することができる。

手続きをすれば可能となる。割引額は、口座振替による前納が一番大きく、電子申請による手続きも可能である。

なお、納付した国民年金保険料は、所得税や個人住民税の計算上、全額、社会保険料控除の対象となっている。

また、定額保険料のほかに、月額400円の「付加保険料」を納めることができる制度がある。付加保険料を納めることで、老齢基礎年金に上乗せして給付（付加年金）を受けられる^{*2}。

20歳になったら国民年金

- 20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方等（国民年金第1号被保険者）は、国民年金に加入することが義務づけられています。
- 20歳になった方には、日本年金機構から、「国民年金加入のお知らせ」や納付書等により、国民年金に加入したことをお知らせします。
- 公的年金制度は、老後や障害を負ったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。
- 若いときに公的年金制度に加入して、保険料を納め続けることで、老後や、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができます。
- 原則として、保険料を納めなければ年金を受け取ることができません。しかし、所得が低く保険料を納めることが困難な方のために保険料免除制度があります。

国民年金のメリット

老後を支える終身保障! 「老齢基礎年金」が受け取れる一生涯の保障です。	万が一の障害や遺族も保障! 老後だけでなく親世代の保障も充実しています。
保険料が控除! 納めた保険料の全額が所得から控除されます。	基礎年金の半分は国（税金）が負担! 基礎年金の半分は国（税金）から支払われています。

■加入後に必要な手続きについて、以下のフロー回から、確認をお願いします。

```

graph TD
    A[今年度の保険料は、17,510円（月額）です。お支払い可能ですか？] -- はい --> B[画面「保険料の納付方法」参照  
※お母さん・お父さんの方もお支払いできます。]
    A -- いいえ --> C[学生ですか？]
    C -- はい --> D[画面「学生納付特例申請」参照]
    C -- いいえ --> E[画面「保険料免除・猶予申請」参照]
  
```

動画のご案内はこちら

日本年金機構 Japan Pension Service

<https://www.nenkin.go.jp/>

*2 付加年金は、2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の金額となる。

*3 学生の方は、免除・納付猶予制度は利用いただけないため、学生納付特例制度を利用いただきたい。

学生納付特例制度や免除・納付猶予制度

保険料を納めることが経済的に困難な場合に、国民年金保険料の学生納付特例制度や免除・納付猶予制度^{*3}が設けられている。保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢年金や障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があるため、必ずこれらの申請をしてほしい。なお、学生納付特例や免除・納付猶予の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した場合と比べて将来の年金額が低額となるが、10年以内であれば後から納付（追納）することにより、年金額を増やすことができる。

国民年金保険料の納付方法

国民年金保険料は支払方法が選べます！



(1) 納付書



(2) 口座振替



(3) クレジット

- 納付書は銀行などの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口、またはスマートフォンアプリによる電子決済、電子納付（ペイジー、インターネットバンキング等）で納付できます。
- 保険料を早めに納めること（前納）により、保険料が割引になります。
 - 前納制度と口座振替をセットにすることで、さらに割引になります。
 - 20歳到達月からの前納を希望する場合は、お早めに年金事務所へご連絡ください。
- 定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。付加年金（年額）は「200円×付加保険料を納めた月数」で計算し、2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金を受け取れます。
 - 付加保険料の納付は申出月からの開始となりますので、20歳到達月（20歳の誕生日の前日が含まれる月）からの納付を希望される場合は、お早めにお申し出ください。

学生納付特例制度

■前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

学生納付特例制度のメリット

- 老齢基礎年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に算入されます。
- 病気やケガで障害が残ったときに、障害基礎年金を受け取ることができます。

■対象になる方
大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校[※]に在籍する学生等で、ご本人の前年所得が基準以下の方です。
[※]学校教育法で規定されている修業年度が1年以上の課程に在学している方
保険料を納められないときは、未納のまま放置せず必ず学生納付特例を申請しましょう。

免除・納付猶予制度

収入の減少や失業等により、国民年金保険料を納められない場合があります。しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。そのような状況を防ぐため、保険料を「免除」または「猶予」する制度があります。

詳しい内容は日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）でご確認ください。

(4) 万が一のときの備えができる② ～通勤災害の事例～

(働くときには、アルバイトを含め万が一の事故に備える労災保険があることを知っておくことが重要である)

(3) では、私生活上のリスクについて見てきたが、働くときにも様々なリスクが存在する。以下の事例について見ていきたい。

【事例：通勤途中にけがをして労災保険により支えられた例^{*19}】

気がつくと、病院のベッドの上だった。

駆け込んできた医師が、様子をうかがいながら話し始めた。

「頭を打って運ばれたんです。朝、会社に行く途中に駅の階段から落ちたこと、覚えていますか。」

状況を理解して、すぐに頭をかすめたのは、仕事のことだった。

「いつ退院できますか？」

「リハビリが必要なので、1か月はかかると思います。」

「1か月も入院しなきゃいけないんですか！？そんなに休めないです！」

思わず大声が出てしまった。他人にぶつけても仕方ないのに。

周りに迷惑をかける申し訳なさ、焦り、そして何より、先々の不安。

医療費や生活費はどうすればいいのか。

社会人になったばかりで、貯金もほとんどない。

苦しい現実押しつぶされそうだった。

後日、会社から

「通勤途中だったから、労災保険^{*20}の適用になると思う。医療費や生活費のことは心配せず、治療に専念して。」

と言ってもらった。

心の底から安心した。

自分で保険料を払っていないため、労災保険について普段から意識している人は少ないかもしれない。しかし、いざというときのために労災保険の知識があれば、労働災害というリスクに直面した時であっても、必要以上に金銭面などで不安になることもない。

(2) でも紹介したとおり、学生がアルバイトをしている場合であっても、労災保険の対象となるので、若者も必ず身につけておくべき知識である。

^{*19} 社会保障教育のストーリー教材を厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室にて一部変更した。

^{*20} 労災保険制度は、労働者の働いているとき又は通勤のときのけがや病気などに対して、医療費などの必要な保険給付を行うものである。療養（補償）等給付については、労災病院や労災保険指定医療機関・薬局など（以下「指定医療機関等」という。）にて、健康保険でかかるときに求められる3割の負担がなく、無料で治療や薬剤の支給などを受けられ、近くに指定医療機関等がないなどの理由で、指定医療機関等以外の医療機関や薬局などで療養を受けた場合は、その療養にかかった費用が支給される。また、療養のために働くことができず、仕事を休み、賃金を受けていない場合、休業の第4日目から休業（補償）等給付を受けることができる。その費用は、原則として事業主の負担する保険料によってまかなわれている。原則として一人でも労働者を使用する事業は、業種の規模の如何を問わず、すべてに適用される。保険給付を受けるためには、被災労働者やその遺族などが所定の保険給付請求書に必要事項を記載して、所轄労働基準監督署長に提出する。

(5) 将来の自分を主体的に選択できる

(ライフコースや働き方に応じた生活の状況も知った上で、主体的に将来の生活設計を行うことが重要である)

第1章第3節で見たとおり、個人のライフコースや働き方が多様化しており、個人の主体的な選択によって、様々な将来の生活設計が考えられる。このような状況においては、どのようなライフコースや働き方を選択すると、どのような生活になると予測されるのかを知っておくことが有意義である。

例えば、図2-2-1は、女性の出産後に選ぶ働き方によって世帯の生涯可処分所得がどう変わるかを試算したものである。ライフコースや働き方の選択は個人の決定に委ねられるべきであり、試算値はさまざまな前提に基づいた平均的な予測値にすぎない点に注意は必要であるが、自身の将来の生活設計について考える際には、このような情報を参考とすることも重要であるといえよう。

図 2-2-1 女性の出産後の働き方別 世帯の生涯可処分所得

女性の出産後の働き方別 世帯の生涯可処分所得：試算の前提

- ◆ 夫婦と子ども2人の世帯について、出産後の女性の働き方に関して、出産後も就労を継続する場合・出産後一定期間で復職する場合・出産後に退職する場合の3つのパターン、計6ケースを仮定し、世帯の生涯可処分所得を試算。
 - ✓ 夫婦は同年齢（2024年に22歳）とし、夫（男性）は、22歳でフルタイムの正社員として就労開始し、65歳で退職。
 - ✓ 厚生労働省「令和4年簡易生命表」における死亡年齢の最頻値を踏まえ、男性は88歳、女性93歳まで生きると仮定。
- ◆ 収入は、賃金、退職一時金、公的年金、児童手当、企業の配偶者手当等を対象とし、税・社会保険料負担は、所得税・住民税、厚生年金保険・医療保険・介護保険・雇用保険を考慮。

いずれも22歳で就労開始し、29歳で第1子、32歳で第2子を出産。ケース②・③では、第1子出産時に一度退職と仮定。

①就労継続	①-A 就労継続・正社員	・22歳で正社員として就労。 ・出産後1年育休（産前・産後休業、育児休業制度を活用） ・その後、正社員として就労継続し、65歳で退職。
	①-B 就労継続・非正規（フルタイム）	・22歳で非正規雇用として就労。 ・出産後1年育休（産前・産後休業、育児休業制度を活用） ・その後、非正規として就労継続し、65歳で退職。
②離職後再就職	②-A 再就職・正社員	・22歳で正社員として就労。 ・第1子出産に伴い29歳で退職。 ・38歳（第2子が6歳）で、正社員として再就職。65歳で退職。 ※離職期間中は昇給せず、38歳時に29歳相当の賃金で復職。
	②-B 再就職・パート・「年収の壁」範囲内（100万円）	・22歳で正社員として就労。 ・第1子出産に伴い29歳で退職。 ・38歳時にパートで再就職。「年収の壁」を意識し就業調整し（年収100万円、第3号被保険者）、65歳で退職。
	②-C 再就職・パート・「年収の壁」超え（150万円）	・22歳で正社員として就労。 ・第1子出産に伴い29歳で退職。 ・38歳時にパートで再就職。「年収の壁」を超えて働き（年収150万円）、厚生年金に加入。65歳で退職。
③再就職なし	③ 離職後・再就職なし	・22歳で正社員として就労。 ・第1子出産に伴い29歳で退職。その後、再就職はしない。

（備考）子どもの数は、国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」の完結出生こども数（夫婦一組あたりの平均出生こども数）が1.90人であることを参考に設定。第1子、第2子の出産年齢は、厚生労働省「令和4年人口動態統計調査」において、最頻値がそれぞれ29歳、32歳であることを踏まえて設定。復職時の年齢は「令和4年就業構造基本調査」において、未子の年齢が6～8歳の間に妻の雇用率が大きく上昇するため、6歳で復職と設定。

女性の出産後の働き方別 世帯の生涯可処分所得：試算結果

- ◆ 就労継続・正社員（①-A）の場合、再就職しない場合（③）に比べ、税・社会保険料支払い後の世帯の生涯可処分所得が約1.7億円多いとの試算結果。

<前提> 夫婦・子ども2人世帯・29歳で第1子、32歳で第2子を出産。ケース②では第2子が6歳で復職。 (億円)

	①就労継続		②離職後再就職			③再就職なし
	ケース①-A 就労継続・ 正社員	ケース①-B 就労継続・ 非正規（フルタイム）	ケース②-A 再就職・ 正社員	ケース②-B 再就職・ パート・ 「年収の壁」範囲内 （100万円）	ケース②-C 再就職・ パート・ 「年収の壁」超え （150万円）	ケース③ 離職後・ 再就職なし
世帯の生涯可処分所得	4.92	4.05	4.41	3.52	3.64	3.25
ケース①-Aとの差	—	-0.87	-0.51	-1.40	-1.28	-1.67
世帯の給与所得等 （税・社会保険料控除後）	3.48	2.92	3.11	2.52	2.56	2.25
世帯の退職金所得 （税・社会保険料控除後）	0.45	0.22	0.37	0.23	0.23	0.23
世帯の年金所得 （税・社会保険料控除後）	0.99	0.90	0.93	0.77	0.84	0.76

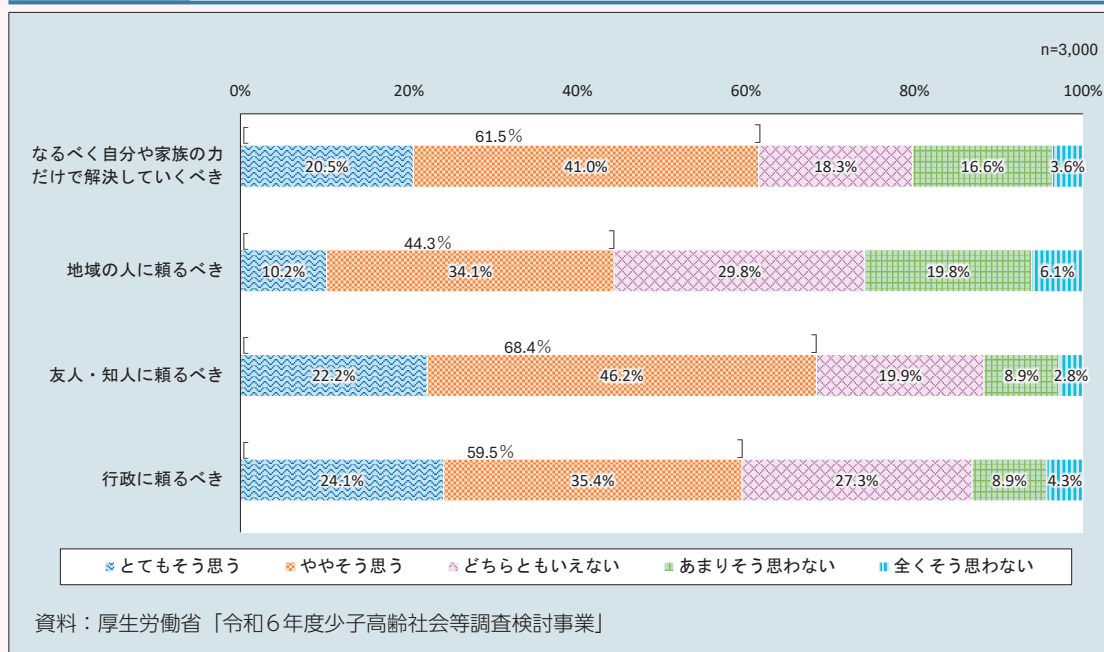
（備考）厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計」「公的年金シミュレーター」「育児休業制度 特設サイト」「国民健康保険事業年報 令和3年度」「後期高齢者医療の保険料について」「令和2年就労条件総合調査」「令和6年度 介護納付金の算定について（報告）」、中央労働委員会「令和5年賃金事情等総合調査」、国税庁「タックスアンサー」、総務省「地方税制度」、日本年金機構「厚生年金保険料表」「被保険者・被扶養者関係（資格取得・喪失等）」、全国健康保険協会「第109回全国健康保険協会運営委員会 参考資料1」、人事院「令和5年職種別民間給与実態調査」より作成。世帯の給与所得等は22歳～64歳までの世帯の可処分所得の合計であり、給与所得の他に出産育児一時金、育児休業給付金、児童手当が含まれる。四捨五入の関係で、合計や差の値が合わない場合がある。

資料：女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム（第4回）内閣府政策統括官（経済財政分析担当）提出資料

生活していく上で困ったことがあったときの対応について（調査結果）

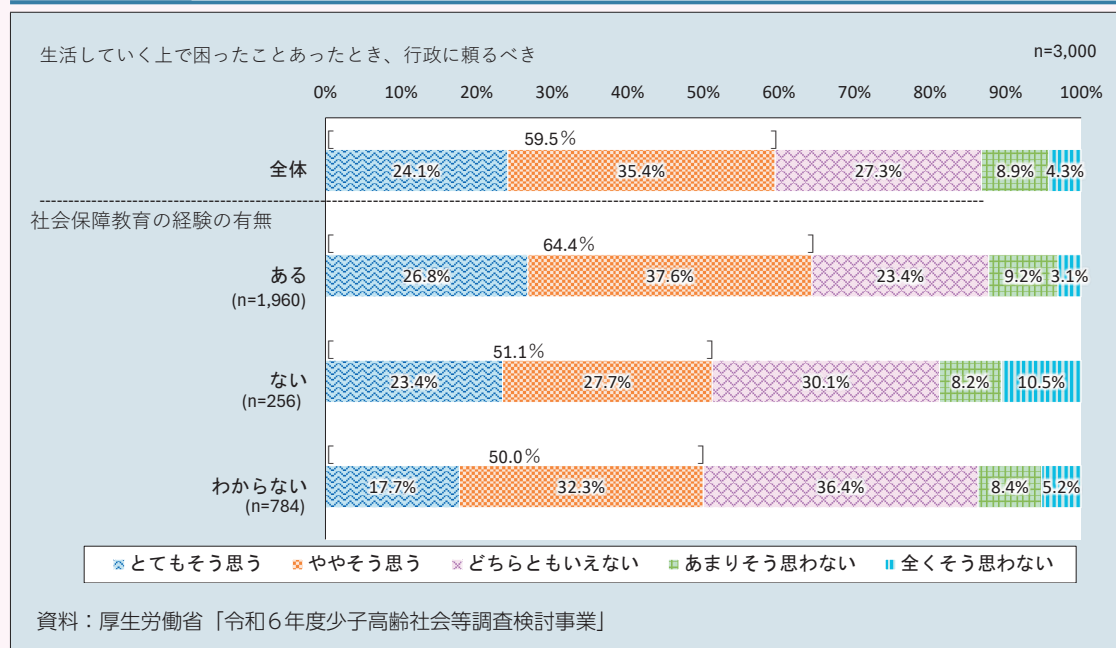
令和6年度少子高齢社会等調査検討事業では、高校生に対し、「生活していく上で困ったことがあったとき、どう対応していくべきだと思うか」に関して、「なるべく自分や家族の力だけで解決していくべき」「地域の人に頼るべき」「友人・知人に頼るべき」「行政に頼るべき」について、それぞれどう思うかを聞いている。「とてもそう思う」「ややそう思う」を合わせた割合は、「なるべく自分や家族の力だけで解決していくべき」が61.5%、「地域の人に頼るべき」が44.3%、「友人・知人に頼るべき」が68.4%、「行政に頼るべき」が59.5%となっている（図2-2-2）。

図2-2-2 生活していく上で困ったことがあったとき、どう対応していくべきだと思うか



「行政に頼るべき」について、さらにしてみると、社会保障教育の経験がある場合、「行政に頼るべき」と考える人が多い傾向がうかがえる（図2-2-3）。

図2-2-3 社会保障教育の経験の有無別の「行政に頼るべき」という考え方について



自助という観点から、自分でリスクに備えることももちろん必要なことではあるが、必要なときに行政を含め周囲に助けを求めることも重要なことであること、そして、それは助け合いの仕組みである社会保障制度の趣旨からして決して恥ずかしいことではないことについて、全ての若者が知ることが大切である。

2 マクロの視点 ～より良い社会づくりに主体的に関わる～

マクロの視点からは、社会保障や労働施策を知ること、社会全体で支え合う仕組みを理解し、当事者意識を持って、現代社会をより良く生きていく上での知識を得ることができる。以下では、具体的に見てみる。

(1) 社会全体で支え合う仕組みの重要性を知る

(予測・備えが不可能なリスクを社会全体で支え合う仕組みの重要性を知るとは、それらを他人事ではなく自分事としてとらえることの一助となる)

「1 ミクロの視点」では、若者にとって比較的身近な事例を中心に取り上げてきた。そのため、社会保障や労働施策を知ることのメリットを理解しやすかったかもしれない。

一方で、10代や20代の若者にとって、高齢者になり、現在よりも病気にかかるリスクが増えたときのことや、老後の生活について考えることは、自分事として想像しにくい面があるだろう。なかには、経済的に不自由がなく、家庭も円満で、ほとんど病院に行ったことがなく、働いた経験もないため、社会保障や労働施策の恩恵を受けた自覚がない人もいるかもしれない。また、まだ困難に直面したことがない人の中には、将来をしっかりと見据えて個人で備えをしておけば、自分一人の力で解決できるはずだ、あるいは解決すべきだと考える人もいるかもしれない。

しかし、自分にいつ何が起こるかは分からず、将来の自分が置かれた状況を完全に予測することはできない。さらに、あらゆるリスクに備えることは現実的には不可能である。

例えば、10年後、20年後、30年後、40年後、50年後、60年後の自分の職業キャリアや年収、家族構成、健康状態は分からないし、何歳まで生きるかも分からない。個人や家族だけでは解決できず、誰かの助けが必要になる事態に直面する可能性もある。このような不確実性に対応するために、社会全体で支え合う社会保障の仕組みが必要となる。

また、社会保障は家族内での扶養を補完する役割も果たしている。例えば、若者の視点から見ると、年金は親が祖父母に仕送りをする役割を、介護保険制度によるサービス提供は、従前、親が祖父母を介護していた役割を、それぞれ代替している側面がある。このように、親世代の負担を軽減することで、若者が家族を気にせず自分の仕事や社会生活に取り組める場合がある。こうした相互関係は個々によって異なるものの、より広い視点から社会保障の恩恵をとらえることが重要である。

さらに、人は社会的存在であり、一人では生きていけない。自分の周りには、家族・親戚、友人、地域の隣人などがいる。そして、社会生活を送る中で、学校の仲間や職場の同僚など、多くの人と関わりながら生きている。こうした人々の年齢、健康状態、家庭環境、居住地域などは多様であり、それぞれが様々な事情を抱えながら生活している。そし

て、その人々の生活は、程度の差こそあれ、社会保障や労働施策によって支えられている。

このように、社会を構成するすべての人の現在から将来にわたる人生に関わるのが、社会保障や労働施策といった仕組みであり、それらは現代の社会生活の基盤となっているといっても過言ではない。このような社会保障や労働施策の重要性を知ることは、たとえ今の自分に直接関係がなくても、それらを他人事ではなく自分事としてとらえることの一助となるだろう。

(2) 国民一人ひとりで異なる「社会保障や労働施策への関わり方」を知る (個々人の立場の違いにより、直面する状況が異なることを理解し、社会の在り方についての考えを深めることができる)

(1) でも述べた通り、多様性という言葉を持ち出すまでもなく、誰一人として同じ人はいない。個人の年齢、健康状態、家庭環境、居住地域などは様々である。したがって、個人によって社会保障や労働施策との関わり方や関心の度合いも異なる。

例えば、高齢者にとっては年金、医療、介護が重要であり、障害者やその家族にとっては障害者福祉や障害年金が関心の対象となる。子育て世代には保育所などの児童福祉、児童手当、母子保健、育児休業などの子育て支援制度の利用者が多く、これらの分野への関心が高くなるのは自然なことである。一方で、自分にとって身近でない分野については関心が低くなりがちであり、その社会的な意義や役割を過小評価してしまう可能性がある。また、例えば、労働法令を遵守する企業に勤める、健康でこどものいない若者は、社会保障の給付や労働施策の恩恵を直接感じるのが少ない一方で、社会保険料や税の負担を意識しやすく、負担の側面を強調してとらえがちになるとも考えられる。

その結果、それぞれの立場によって「社会保障」という言葉が意味するものや、それに対するイメージや評価が異なることが多く、このことが社会保障の全体像について議論する際の大きな課題となっている。

この状況を根本的に解決することは容易ではないが、社会保障や労働施策について知ること、普段の生活の中で関わり方の薄い分野にも関心を持ち、その背景にある現状や社会課題、そして社会保障や労働施策が果たしている役割について理解を深めることが重要である。そうすることで、社会保障や労働施策への理解が多角的に深まるだけでなく、社会を共に生きる他者が直面している状況に共感し、社会の在り方についての考えを深めることができるだろう。

(3) 社会保障や労働施策の当事者として主体的に関わる (利用する当事者として、制度利用を通じて困難を解決できるとともに、制度を支える当事者として、自分が納めた税金や保険料がどのように使われているのかを理解できる)

本人の意図に関わらず、すべての国民が社会保障の当事者であり、すべての働く人が基本的には労働施策の当事者となっている。一人ひとりが社会保障や労働施策の重要性を知って理解を深めることで、当事者意識を持ち、より自分事としてとらえることができる。

社会保障や労働施策の当事者としての個人には、様々な側面がある。

一つ目は、社会保障制度や労働施策を利用する当事者としての側面である。日常生活や

職業生活を送る中で困難に直面したとき、必要な支援を受けることができる。これまで見てきたとおり、社会保障制度や労働施策について詳しく知ること、それらを活用し、困難を解決する機会を増やすことができる。実際に制度を利用する際には、申請などの手続きが必要となる場合があり、利用を躊躇することもあるかもしれない。しかし、自分一人で解決しようと抱え込むのは望ましくない。自身の課題解決に向けて、積極的に制度を利用することも大切である。一方、他者が制度を利用することについても、その困難な状況を想像し、必要に応じて、制度利用に向けた支援をするなど寄り添うことが重要である。また、制度を利用する意義を理解し、制度利用者への偏見（スティグマ）を持たないことも重要である。

二つ目は、社会保障制度や労働施策を支える当事者としての側面である。社会保障を支えるための費用は税金や社会保険料を財源としており、特に年金・医療保険・介護保険などの社会保険制度では、保険料を納めることで各サービスを利用できるという対価性がより明確になっている。社会保障制度や労働施策について詳しく知ること、自分が納めた税金や保険料がどのような目的で、誰に対して、どのように使われているのかを理解することができる。その結果、自分が納めた税金や保険料に対する納得感が高まる場合もあれば、その使われ方に疑問や問題意識を持つ場合もあるかもしれない。しかし、いずれの場合も、今後の社会保障や労働施策の在り方に関心を持ち、より良い社会づくりに主権者として主体的に関わるが大変重要であるといえよう。

（4）地域共生社会の当事者としての意識を養う

（社会保障制度を知することは、主体的に地域社会に関わる契機となる可能性があり、特に若い世代が当事者意識をもって、地域共生社会の実現に関わることが期待される）

これまで見てきたとおり、社会保障制度や労働施策は、人々が助け合いながら暮らすことのできる社会を形成する上で基盤となるものである。そして、人々が助け合いながら暮らすことのできる社会は、政府レベルでの社会保障制度の設計・運営だけで達成されるものでは決してなく、一人ひとりが住む地域における、行政分野の枠をも超えた人と人、人と社会のつながりの中でこそ実現されるものである。しかし、地域社会の課題は様々である。第1章第3節で触れたように、地方では過疎化や高齢化の進展により、地域コミュニティの存続が危機に直面している。一方で、大都市や若い世代の間では、地域のつながりが希薄になっている様子がうかがえる。

社会保障制度を知することは、自分が暮らす地域社会における支え合いの在り方を考えるきっかけを提供するものであり、それを通じて地域社会に関心を持ち、主体的に関わる契機となる可能性がある。特に、若い世代が当事者意識をもって、それぞれが暮らす地域社会での地域共生社会の実現に関わっていくことが期待される。

ここでは、積極的に地域共生社会の実現の担い手として活躍している若い世代の具体的な事例を紹介する。

コラム

お互いを知り、支え合うこと
(東海大学×NPO法人熊本福祉会)

東海大学とNPO法人熊本福祉会が連携して取り組んだ、地域共生社会の実現に向けた活動について紹介したい。

学生が障がい者の育てた野菜などを販売

東海大学文理融合学部経営学科（熊本キャンパス）の里マチ・農福+α連携研究室（濱田教授ゼミ）では、農業と福祉、さらに+αの連携について、学生が学んでいる。

取材したこの日は、ゼミ生が熊本キャンパスで、農福連携の旗をたてて、障がい者が育てた野菜などを販売していた。大学関係者にも、農福連携の取組みを知ってもらいたいため、キャンパス内で実施された。予定していた半分の時間で完売し、ゼミ生は、大学での販売に手応えを感じていた。企画リーダーの学生は、「販売時に商品説明を行うことで、驚きや関心を持ってもらえたことが嬉しかった。商品の魅力を知ってもらおうきっかけになった」と語ってくれた。



環境保全との連携

販売会が終わった後、ゼミ生は、今回農産物を提供してくれた、農福連携に取り組む障がい者などの就労支援施設であるNPO法人熊本福祉会の若者と、地域のゴミ拾いを行った。学生達が企画した、障がい者による環境保全の地域貢献活動だ。学生と障がい者が交流しながら、地域に貢献する。まず、お互いの自己紹介から始まった。それぞれが名前と趣味を言う。ゼミ生も障がい者も同じ趣味の話で盛り上がる。その後、4チームに分けて、ゴミ拾いを行った。終わる頃には、愛称で呼

ぶほど仲良くなっていたチームもあった。学生から「ゴミ拾いは、宝探しのような感覚になる。ゴミが宝に感じるのだが、ゴミを見つけるスピードが熊本福祉会の人は速くて驚いた」という声があがった。

終了後には熊本キャンパス長から熊本福祉会に「感謝状」が贈られ、「国や人種、障がいの有無など少しの違いを理解し合えば社会や世界は平和になります。今日の出会いをきっかけに、いつでもキャンパスを訪れてください」と伝えられた。



農福災害支援連携

ゼミ生たちは、数ヶ月前には、近隣の西原村にある道の駅萌えの里でも、農福連携による商品などの販売会を行った。販売の他に、能登半島地震の災害復興支援活動として、募金活動も行った。売上げの利益分と募金を合わせて被災地に寄付し、その額は30万円を超えたという。

開催にあたり関係団体との調整に尽力した学生は、「法人の方と調整するのは慣れていないので苦労することもあったが、実際に障がい者施設を訪問して、販売する商品を作っている現場を見て、携わっている方を知り、商品に込められている並々ならぬ『思い』を感じた。その『思い』は、今後も決して忘れてはならない重要なものだった」と話してくれた。

指導する濱田教授は、「学生達は、活動の前後で、考え方・取り組み方に変化が起こり、かなり前向きになった。自分達で企画し、苦労もあったが、それを乗り越え多くのことを学び、30万円も寄付できたというこ

とは、良い経験になったのだろう」と語る。

支援するのではなく、助け合いという感覚

ゼミ生に、これらの経験を通して、障がい者を支援することについての感想を尋ねた。自分達の経験を振り返って、次のように語ってくれた。

- * 支援しているという感覚はない。むしろ、僕らが支援してもらっている。支援していただいたから体験できた。感謝しかない。
- * 商品の仕入れや場所確保など、自分たちだけでは到底できない。助けてもらったからできた。
- * 僕らが支えているつもりはないので、僕らが支えているというのなら、しいていえば、助け合いということなのか。
- * 商品をただ売るだけではなく、障がい者や被災地のためという目的があって売ることができ、やりがいや達成感が大きかった。またやりたい。
- * 障がい者の人たちは社会人で、僕ら学生とは違うと感じた。自分達にはない視野がある。交流したことによって、自分が成長することができた。
- * 講義だけでは学べない、現場での貴重な体験ができた。実際に交流して知ることが多い。学ばせていただいた。

今後の取り組みとして、ある学生は、まずは、時間をかけずに取り組むことができることから、購入行動で社会福祉法人の応援をしたいと言う。そして、農福連携を多くの人に知ってもらうために、SNSを使って情報の発信をしていくという。

濱田教授は、「経験すること、人と出会うことは、苦勞することも多く大変なことも多い。しかし、行動した者には何かが残る。10回行動すると、大きな差になる」とゼミ生達に熱く語っていた。

NPO 法人熊本福祉会の取り組み

東海大学と連携する熊本福祉会は、農福連携に取り組む障がい者などの就労支援施設だ。事業所内で農業に取り組むだけではなく、地域の農家から委託を受けて農業を行うことで、地域の支え手にもなっている。

奥野代表は、施設の通所者に対して、『送り出す支援』をモットーにしているという。「障がいに関係なく、一人の人として接し、社会に適応して活躍できるように、一人ひとりの個性を考慮して、共に生きている。この施設を出ても活躍してほしい」という。

奥野代表は、2023（令和5）年に熊本県農福連携協議会を設立し、関係団体などとの連携を進めているところだが、2025（令和7）年にはノウフクコンソーシアム西日本を設立予定で、さらに広域での連携を進めるとのことだ。連携する団体のそれぞれの強みをいかしていくという。「20年以上、福祉の世界にいるが、問題を抱えている人が変わるのには農業が一番だ。農業をやれば変わる。変わる。自分自身に深く向き合うからだと思っている」と熱く語る。

「生きている意味がないと、自殺願望が強かった10代の若者が、ここに通うようになって3年、今は元気に積極的に働いている」と紹介してくれたのは、東海大学でゼミ生とゴミ拾いをした方だ。「農業は、やっぱり楽しいですね。大学生とのゴミ拾いも初めは緊張したけど楽しかった」と笑顔で話してくれた。



熊本福祉会には、かつては施設の通所者だったが、今は職員となって、通所者の支援をしている方が数名いる。20代の職員の方に話を聞いた。

「6年間ほど通所した後に職員となった。

職員になって、人に教える難しさを感じるが、できなかった人ができるようになって、任せられるようになったとき、職員になって良かったと特に感じる。先日も学生さんが来られたので、指導して収穫してもらったが、学生さんと一緒に取り組む経験もありがたい」と語ってくれた。



取材を通して、大学生が福祉と連携することにより、お互いで良い化学反応が起きて、地域共生社会に向けた支え合いができていると感じた。今後のさらなる活躍に期待したい。

コラム

兼業による地域の困りごと解決 (東白川村労働者協同組合)

困りごとと解決による地域への貢献

東白川村労働者協同組合は、岐阜県加茂郡東白川村で、当初は労働者協同組合によるコワーキングスペースの開設が検討され、結果的には開設に至らなかったものの、労働者協同組合により何か地域に貢献できる仕事をしたいというメンバーの思いから別事業内容の労働者協同組合法人設立に至った。



「東白川村にある事務所」

主な事業内容として、高齢化が進んでいる村の中で、今まで自分で出来ていたが出来なくなってしまう草刈り、茶畑の管理、空き家の管理などの「地域の困りごと」解消を中心とした活動を行っている。茶畑の管理につ

いては、美しい茶畑が観光資源ともなっていることから、村からの委託を受けて管理を行っている。また、最寄りの駅や商業施設まで相当の距離があることもあり、高齢者などの移動が困難となっていることから、現在自治体との協議を重ねながら、自家用車による運送サービス（公共ライドシェア）の実施を目指している。

兼業による週末地域貢献

東白川村労働者協同組合の組合員は現在20名であり、30歳代から60歳代まで幅広く活動している。

大きな特徴として、組合員全員が別に本業を有しており、組合の活動は休日に行われていることがあげられる。



「茶畑の管理」

組合員の中には村外の岐阜市や愛知県など

から休日のリフレッシュや将来の移住を見据えた関係づくりも兼ねて関わっている人もいる。

移住希望者が訪れた村内の古民家カフェで東白川村労働者協同組合の存在を知ることもある。



「活動方針の打ち合わせ」

今後は、地域からの依頼も増えてきている中で、できるだけ依頼に応えられるように組合員数の増加を目指すとともに、地域住民との関係性を大切にしながら、地域のニーズに応えられる労働者協同組合を目指している。

コラム

不登校・ひきこもり経験者による設立組合 (労働者協同組合創造集団 440Hz)

経験を生かした映像制作

労働者協同組合創造集団 440Hz はひきこもり・不登校を経験した若者たちが東京都新宿区で2010（平成22）年に株式会社の形でスタートした活動が発端となり、その後労働者協同組合を設立した。

法人名の「440Hz」は赤ん坊の産声の高さといわれており、赤ん坊がお腹の底から泣く時のような根源的なところから表現する仕事をしていきたい、との思いが込められている。



「配信事業中の様子」

代表は自己の生き方を模索するオルタナティブ教育を行う「TDU・雫穿大学（てきせんだいがく）」で様々な経験をする中で映像制作を開始し、ここで出会った仲間と共に、現在も映像制作を中心とした事業を行っている。映像制作以外にもデザイン制作、WEBサイト制作、動画配信（オンライン会議やイベント）の補助など関係する多様な事

業を実施している。



「フリースクールの取材（韓国）」

労働者協同組合という選択

事業開始当初は株式会社の形であったものの、当時から、仕事に関して全員が意見を出し合い、互いを尊重する働き方を大切にしてきた。

2022（令和4）年10月に施行された労働者協同組合法に基づく労働者協同組合の働き方は、組合員の意見反映を行い、共に働くことを基本原理とするものであるため、自分たちの目指す働き方に近いと考え、労働者協同組合の設立に至った。現在でも毎週全員参加

の話し合いを経て、組合の運営を行っている。



「事業内容の打ち合わせ」

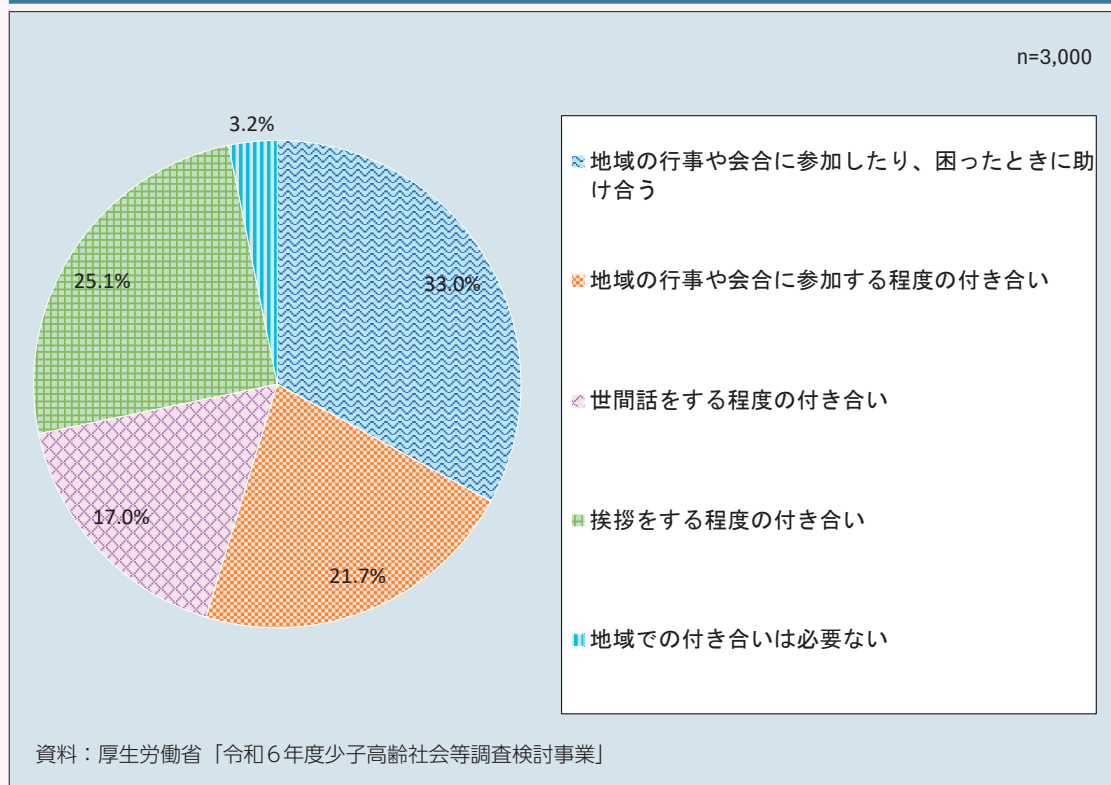
不登校・ひきこもり経験を持つ自分たちの経験も元に、マイノリティが生きやすい社会をつくることを自分たちのミッションの一つとして取り組んできた。

現在は依頼を受けての映像制作などが中心となっているが、長年自主制作として世界のフリースクールに関する映像作成にも取り組んでおり、単に外部からの仕事を受注するだけでなく、取り組み続けてきた自主制作の活動も引き続き大切にしていきたいと考えている。

望ましいと思う地域での付き合いの程度について（調査結果）

令和6年度少子高齢社会等調査検討事業においては、高校生に対し、望ましいと思う地域の付き合いの程度について聞いており、「地域の行事や会合に参加したり、困ったときに助け合う」が33.0%、「地域の行事や会合に参加する程度の付き合い」が21.7%、「世間話をする程度の付き合い」が17.0%、「挨拶をする程度の付き合い」が25.1%、「地域での付き合いは必要ない」が3.2%であった（図2-2-4）。

図2-2-4 望ましいと思う地域での付き合いの程度



また、社会保障教育の経験がある場合、密度の濃い地域付き合いを望ましいと思う傾向がうかがえる（図2-2-5）。

図2-2-5 社会保障教育の経験の有無別の望ましい地域での付き合い

